

令和3年第5回大木町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日 令和3年9月22日（水） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	11番	小畠裕司
5番	古賀靖子	12番	中島宗昭
6番	北島好昭	13番	中島和正
7番	益田隆一		

4. 欠席議員 10番 古賀知文

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	税務町民副課長	山口龍也
副町長	益田富啓	健康福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
まちづくり課長	野田昌志	こども未来課長	内藤智之
まちづくり副課長	中村和也	こども未来副課長	的場哲也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 川村九州生

7. 議案の題目

①一般質問

8. 議事

議長　それでは、皆様、改めましておはようございます。

9月も半ばを過ぎますと、朝夕にはようやく秋らしい風を感じるようになってまいりました。出席の各位には、寒暖差による体調の変化には十分ご留意をいただきたいと思います。

さて、今定例会には、5名の議員より一般質問の通告がなされております。申すまでもなく、一般質問は、政策に取り組み、政策に生きるべき議員にとって、最も華やかで意義のある発言の場であります。と同時に、住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場でもありますので、町政発展のために資する大所高所からの政策を建設的立場で議論し、簡明、活発で内容のある次元の高い質問の展開を期待して、挨拶といたします。

ただいまの出席議員11名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第5回定例会3日目を開会いたします。

なお、10番古賀知文議員より欠席の届出が提出されておりますので、ご了承願います。

また、本日も安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、12番、中島宗昭議員の一般質問を許します。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　12番、中島宗昭でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、通告書を出しておりましたが、昨日見直しておりましたら、間違いのところも少しあって訂正するところもありますが、口頭の質問の中で訂正

をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

まず、本町における財源確保対策の実効性についてお伺いいたします。

今年度より、自治総合計画を踏まえ、健全な財政運営に資するため中期財政計画を策定されました。まだ走り出したばかりだと思っておりますが、将来にわたり持続可能な自治体経営の実現には欠かせない大事なことだと考えます。この中期財政計画書には、本町の社会経済状況から、計画の意義、計画到達目標、ほか様々な事業、課題等々、分かりやすく説明されております。

現在の本町の財政運営に関して経常収支比率だけを見ると、県内町村の中では中の上に位置していると推測しますが、良化に向けた抜本的な解決策は見いだされておらず、90%を超えない水準に、ここ数年、何とか踏みとどまっているにすぎない状況で、決して楽観できません。

これからも義務的経費は増え続けると思われることから、投資に向けられる費用の先細りが想定されます。特に、中期財政計画歳入見込みを見ると、一般財源の不足がほぼ毎年生じ、財政調整基金からの繰入れが必要であると思えます。計画書の中では、赤字の部分については、ふるさと納税寄附金から投入するとありますが、いつまで続くか不透明なふるさと納税制度に頼ることはできないと思われることから、自主財源の確保は喫緊の課題であります。

中期財政計画を策定する中で、財政運営上様々な課題がある中での財政計画、大変厳しいことは理解しつつも、財政計画書に財源確保の原則を示してありますので、それに基づいて質問したいと思います。

この財政計画の中には、税収の確保策として、若い世代の移住や企業誘致の促進とあることから、以下の点について質問いたします。

1つ、若い世代の移住促進対策についての具体的対策とはどのような対策なのか。

2点、企業誘致に向けての具体的対策と進捗状況はどこまで進んでいるのか。

3点、法定外税の検討は実現可能なのか。

以上3点について、町長にお尋ねいたします。

議長 失礼しました。上着、暑い方は取られていただいても結構です。

それでは、答弁を許します。野田まちづくり課長。

まちづくり課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

2040年は、日本において最も高齢者人口が多くなる時期であり、本町においても、2040年前後にそのピークを迎えます。急激な高齢化は30年後の2050年頃には落ち着くと予想されており、その間をどのように乗り越えていくのか、それを危機的な状況に陥っていない今から、それに向けて準備を進めていくための道筋を示したものが、今回の自治総合計画であり、この計画を実効性のあるものにするために、お金に着目したものが中期財政計画と考えております。

この計画では、「入るを量りて、出るを制す」、つまり収入の額を計算し、それに応じて支出の計画を立てることを基本として、規律ある予算システムの構築を図ることとしております。したがって、歳出をどのようにコントロールしていくかが肝となります。

とはいえ、本町における歳入構成比では、例年、依存財源が約6割を占めており、現在の国の莫大な借金の状況からして、自主財源の確保を少しでも高めておくことは、持続可能な自治体経営を実現する上で極めて重要な課題であると捉えています。

ご質問の1点目の若い世代の移住促進対策についての具体的な対策について

は、大きく分けて、子育て支援、居住支援、移住支援の3項目があると考えております。

まず、子育て支援については、出産に対して祝い金などを出す出産支援や、子どもの医療費を無料にするなどの医療費の助成、学校給食費への助成などが挙げられます。本町においても、医療費の無償化、学校給食の助成のほか、出生ポイントや赤ちゃんギフトなどを実施しております。

次に、居住支援は、町外に住んでいる子育て世帯と町内に住んでいる親世帯が、新たに同居または近居するための住宅の購入、リフォームの費用の一部を助成するような制度になります。本町では、住宅改修補助金制度の中で、転入者に対して補助率を上乗せして支援をしております。

3つ目の移住支援については、移住を希望する方に対し、自治体が引っ越し費用や家の新築費用の一部を支援する制度です。本町でも、新規就農の転入者に対する補助金や転入ポイントなどで、定住促進を推進しております。

ただ、このような支援策については、近隣自治体が類似事業を始めると途端に埋没してしまうことから、成果が持続的なものになるかどうかをきちんと検証していく必要があると考えております。

総務省が平成30年に行った調査では、移住の決断の一番の動機づけになったのが、地域の魅力であったことと併せて、実際の移住先の決定に際しては、移住コーディネーターや先に移住している方など、特定のキーとなる人との出会いが大きな要因となる、いわゆる固有名詞移住の状況が多く見受けられるということです。移住定住の実現にとって重要な要素は、地域の魅力と人であると指摘しております。

10月1日に、八丁牟田駅そばにオープンさせる「かんけい案内所」では、一過性の訪問や交流にとどまらず、大木町に継続的に関わってもらい、関係性

を深めていくために、大木町の魅力をしっかりと実感してもらいたいと考えております。最終的には、移住定住につながるようサポートしていくこととしております。

また、未利用の町有地を活用して、民間資金による子育て支援住宅の整備を大手ハウスメーカーから企画提案をしてもらっております。イニシャルコストがゼロで子育て世代を呼び込むことができ、かつ遊休資産も有効活用ができるというメリットがある一方で、子育て支援分として多額の費用負担を町に求める内容となっており、費用対効果をしっかりと見極める必要があります。この案件については、引き続き研究してまいりたいと思っております。

続きまして、2つ目の質問、企業誘致に向けての具体的対策と進捗状況についてお答えします。

これからの企業誘致は、工業団地を造成するような従前のものとは異なり、本社の一部機能の誘致や社員とのつながりを創出する企業のふるさとづくり的発想が必要と言われております。

本社の一部機能を地方に移転する事例としては、石川県小松市に人材育成機能を移転したコマツ製作所や、富山県黒部市に本社機能の一部を移転したYKKグループが挙げられます。また、人材派遣大手のパソナグループが、2023年までに本社機能の大部分、社員の3分の2を兵庫県淡路市に移転することを発表しております。

機能移転まではいかないものの、地域と社員とのつながりを創出する企業のふるさとづくりも進められており、森林保全を介して、社員や企業と森林地域のつながりを形成する取組は、長い歴史があると言われております。

また、コロナ禍により、テレワークが一気に普及したものの、今のところ、地方への移住者数を押し上げている状況にはないと言われております。就労時

間の全てでテレワークが可能な職種であれば、企業の拠点がどこにあっても、居住地を自由に選択することが可能となり、転職せずに移住ができることから、地方にとっては追い風となっております。ワーケーションや兼業・副業などの新しい働き方も含めて、いわゆるニューノーマルを前提とした社会の在り方を模索することが必要となりますが、今のところ具体的な対策は行っておりません。引き続き可能性を探ってまいります。

最後に、法定外税の実現可能性についてお答えします。

近年、自主財源の確保や特定の財政需要に対することを目的として、全国的にも法定外税を申請する自治体が見られるようになりました。

令和元年度における法定外税の導入状況としましては、法定外普通税、目的税合わせて65団体程度であり、課税客体としましては、都道府県では、核燃料や産業廃棄物処理など環境に関するものに課税する法定外税がその多くを占め、市町村では、観光客や観光施設などの利用客を対象として課税するものが多く見られる状況です。

法定外税を新設する場合は、地方税法上、①財政需要に基づき適当な税源がある場合で、他の法定税と重複することなく、かつ住民負担が著しく荷重しないこと、②地方団体間における物流に重大な障害を与えないこと、③国の経済施策に照らして不一致がないこととされています。

また、財政面でのプラスの影響や地方自治の拡大につながるといった論調で好意的に評価される一方、中には導入を検討したが実現には至らなかった、あるいは、法定外税の課税後に、納税者から訴訟を提起され課税庁が敗訴し、多額の還付加算金を付して納入済みの税を返還したケースも見られています。導入後、間もなく廃止された税目もあるようです。

新たに法定外税を新設して課税する以上は、必要とする財政需要を満たすだ

けの税収入を確保し得るかどうか、また、税収に対して徴税コストが割高にならないかなど、しっかりと精査する必要があります。

このように、法定外税の新設には様々な面を考慮する必要がありますが、やはり最大のポイントは、課税される方々の理解と共感が得られるかどうかであろうと思っています。これには、本町が目指す将来像を示し、その実現のため税の使途や必要な額を明確にし、その上で税負担を求めるというレベルまで説明することが必要となってきます。

また、法定外税を課すのであれば、公平性、中立性を十分に踏まえた上で、特定の者への狙い撃ちにならないようにしなければなりませんし、受益と負担の関係もまた明確にしておく必要があります。

例えば、本町の面積の約14%を占める先人が残してくれた歴史的文化的財産である堀は、農業用排水機能だけではなく、生活排水を引き受け、地盤沈下や洪水などから私たちを守ってくれるなど、全ての町民の方が受益をしております。本町にとってかけがえのない財産である堀を後世へと引き継いでいくためには、堀底にたまる泥土の浚渫やのり面の保全など、維持管理作業は将来にわたり欠かすことができません。これらにかかる費用をみんなで負担する堀保全税みたいなものも考えられますが、前述したとおり、実現には非常に高いハードルがございます。

したがって、現在のところ、法定外税の新設については慎重であるべきと考えておりますが、税以外に適切な手段がないかなどを含めて、十分な検討が必要ではないかと考えております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、本町における財源確保対策の実効性についてのうち、1、

若い世代の移住促進対策についての具体的対策についての再質問ございますか。

12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　子育て支援、居住支援とか、移住支援と、それぞれ対策をされているということですが、支援策の情報発信はどのような形で、どこに向けて発信されているのかを教えてくださいたいと思います。

それから、もし発信されているなら、それが適切な発信の手段であるのか、お尋ねいたします。

議長　答弁を許します。野田まちづくり課長。

まちづくり課長　再質問にお答えいたします。

まず、情報発信の方法、そして誰に向けた、こういった形で発信しているかということでございますけれども、基本的には今はホームページについて必要な情報を掲載して発信しているという形になろうかと思います。

したがいまして、今のところ大木町のホームページを見に行かないと情報が伝わらないという状況になっておりますので、そういう意味では、よそから若い人を本町に移住していくという点では、今のところ十分な情報発信になっていないというふうには考えております。

今回、LINE等を活用した、いわゆるプッシュ型情報発信も始めておりますので、そういったSNS等を活用して、なるべくそういったネットワークを使って発信を今後強化していくということが必要かというふうに考えております。

以上です。

議長　それでは、情報発信に向けての具体的対策の最後の質問でございますか。
中島宗昭議員。

中島宗昭議員　町のホームページとかそういったことで、なかなか見ていただけないと思います。そういった中で、今まで、以前、都市と農村の交流事業、そういった形で事業を行ってまいっておられますが、そういった都市と農村の交流事業、特にクリエイティブおおきでやるWAKKA、あの周辺等の活用の中でできるかと思えます。

今、コロナ禍の中で、なかなか事業に取り組みにくいことがあります。ぜひ考えて実現していただけることはできないのか、お尋ねいたします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　WAKKAを使って、都市と農村の交流というような形で大木町の魅力発信という議員のご提案だと思います。

もう議員ご指摘のとおり、大木町は暮らしやすさをもっともっとアピールできる点というのは多くあると思うんです。それがやっぱり情報発信がうまくいっていないというのは、私も十分認識しているところです。ここで若い人たちの移住定住対策ということでご質問をいただいていますけれども、本当に若い人たちに大木町に住んでほしいという、そういう材料はあるけれどもなかなかそれが伝え切れていない。それをやっぱりいろんなチャンネルで伝えていくということが、本当に今、私たちがやらなければいけないことだというふうに思っています。

魅力と言えば、恐らく大木町の子育てに関して、大木町は子育てしやすい町だよというのは、本当に実績でもって多くの人たちが、子育てしやすい町だから大木町に住んでみたいという方も結構いらっしゃるけれども、言われるようにまだまだ十分情報発信ができていない。

環境の取組に関しても、これだけ気候変動とかいろんな問題が深刻化している中で、大木町に住めば本当に環境に優しい暮らしをすることができるという、そういうポジティブな発信をするということであれば、そういうことに暮らしを望んでいる人たちも、当然、大木町は選択肢になってくると思いますし、何よりも、堀があつて、自然に恵まれて、食べ物も自分のところのおいしいものが食べられるという、本当に魅力ある豊かな田舎暮らしというところを、一定の体験を通じて、議員ご指摘のように、例えばそれを都市と交流できるようなプログラムであったり、仕組みをつくるとか、そういうことを一つ一つ積み上げていかなければいけないだろうと。

ただ、今回、かんけい案内所というのを10月にオープンさせますけれども、ここが一つ情報発信の窓口になってくるのではなかろうかと。いわゆる移住定住促進に関しては、なかなかワンストップ窓口というところがなかったというところがございましてけれども、このかんけい案内所がかなりそういう部分を担うような形になってくるのではないかというふうに思っています。

それと、情報発信が弱いということで、今、まちづくり課のほうの担当で、いろいろ新しい仕組みをつくってもらっています。新たな公式LINEで PUSH 型の情報を町民の皆さんにどんどん発信していくようにしていますし、そういうものをやっぱり町外向けにもっともっと発信できるような形で拡充することもできると思いますし、インスタのアカウントをつくったりとか、ホームページもとにかく大木町のいろんな魅力を伝えようという、そういういろんな

努力は今しているところでありますので、ぜひそれを具体的な成果に結びつけられるように、情報発信については本当にいろんなチャネルを使って、議員おっしゃるように、都市との交流というのも非常に大きなチャネルになってきますので、そういうことも含めて考えていかなければいけない、考えていきたいというふうに思っています。

以上であります。

議長　では、1点目についてはよろしいですか。

次に、企業誘致に向けての具体的対策と進捗状況についての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　かんけい案内所のところをちょっと聞きたかったんですが、ちょっと私がミスしました。

企業誘致に向けての具体的対策ということで、本社の一部機能の誘致とかいろいろ述べてありますが、例えば、本社が一部移転してきた場合、本社が例えば都市部にあるとしたら、税金としても大して伸びないんじゃないかと、一つ思います。そういった中で、ではまた、本町においてはどのような企業を誘致するのか、そういったマニュアル化した資料とかは準備してあるのか、その2点についてちょっとお尋ねいたします。

議長　答弁を許します。野田まちづくり課長。

まちづくり課長　再質問にお答えいたします。

まず、1点目の税金アップについては、すみません、私自身が課税客体につ

いて十分な認識をしておりませんので、正確なお答えができるかどうか分かりませんが、基本的にはやはり、本社ではないということになれば、当然おのずと税収についても限られてくるというふうには考えられます。

ただ、ここでの議題については、いわゆる税収財源確保ということになりますので、若干、本題からそれるかもしれませんが、町が活性化していくということになればという観点で見れば、そういった一部機能が移って、社員の人たちがこちらのほうに来れば、いろんな活性化の起爆剤になるという面では、そういったメリットはあるんじゃないかなというふうには考えております。また、そういった社員がここで暮らす中で一定の消費をするということで、町内消費、そういったものの喚起にもつながるのではないかとというふうには考えられます。

それから、企業誘致に関するマニュアル等については、今のところ整備しておりません。たしか企業誘致に関しては、一定のルールにのっとった場合について税を免除するような制度はあろうかと思えますけれども、誘致に関するいろんなマニュアル的なものは、今のところ整備していないというふうに認識しております。

以上です。

議長　では、企業誘致における3回目の質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　企業誘致におけるマニュアルづくりはしていないということですが、やっぱりせっかくそういった計画をしてあるなら、きちんとした町の受入れ体制というのを、またどういった企業に来ていただきたいとか、いろんなことがあると思います。そういったことを踏まえた中でのマニュアル

化は必要じゃないか。それを各企業なりに情報発信する必要があると思いますので、これはきちんと精査しながら、町長、お願いしておきます。これはもう答弁は要りません。時間が足らんことなるから。

議長　　3点目の法定外税の検討についての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　法定外税ですが、これは平成23年、私がちょうど議員になったときの6月議会の第1回目に質問を石川町長にした覚えがあります。といいますのも、クリークに関して環境税という形で町内で課税して、そしてそのクリークの堀の保全管理にそれを使えないかということで質問をした覚えがあります。課長答弁のように、なかなか厳しい状況ということで、なかなかやりにくいということで、そのときはできませんということで受けておりました。

今回も法定外税というのはなかなか厳しいということでございますので、この中期財政計画の中の項目から法定外税だけは外したほうがいいんじゃないかと、それは努力されるということであればいいんですが、いかがでしょうか。

議長　　答弁を許します。境町長。

境町長　　中島議員の再質問にお答えいたします。

外したらどうかと、実際、現実的にどうなのかというご指摘だろうと思います。本当に議員ご指摘のことについては、もうそのとおりの側面もあるし、ただ中期財政計画の中で、いわゆる、あらゆる自主財源確保を排除しないという考え方の中で、この3つ考えられることを記載していると思うんです。少なく

でも現時点で、議員、少し前に、堀割に関する税を特定目的で課税したらどうかというご提案をいただいて、もうそれは無理だという当局の答弁があったと。実際、今でもかなりハードルが高いと思います。やっぱり二重課税の問題とか、そういうように捉えられかねませんし、少なくとも現時点で、そういうことを町民の皆さんにお願いするという状況ではないと、これははっきりしていると思いますし、たしか馬場議員のほうも、遊漁税といいますか、そういう税を新しくつくったらどうか、新設したらどうかというご提案もいただきました。

ただ、そのときも具体的な方法であったりとか、やっぱり税を頂くということは、本当にそれなりの根拠なり、システムなり、しっかりつくってやらないといけないということになりますので、なかなか本当に法定目的税というのは難しいという状況ではございます。

ただ、難しいとはいえ、自主財源確保というのは町としては今後もあらゆる可能性を排除せずに追求していかなければならないということにははっきりしていますので、フェーズが変わって、少し状況が変わって、お願いせざるを得ないということにもなったかもしれない。ないとは言えないということもございますので、今回、上げさせていただいたということでもあります。

あと、議員のご指摘の中に、ふるさと納税がどうなるか分からんというようなご指摘もいただいています。私も全くそのとおりだと思います。やっぱりふるさと納税を財源の中に組み込んでしまっただけで運用するという、そういう見通しの立て方というのはやっぱり私は見直すべきだというふうに思っています。ふるさと納税で賄うべき事業を別枠で立てて、その税に応じて、例えばその投資的的事业とかそういうことについて配分していくとか、そこら辺を少し工夫しなければいけないとは思っています。

新しい財源としては、もちろん今の段階ではふるさと納税というのは全力で

やっぱり確保していかなければいけないと思っていますし、今、企業版ふるさと納税を企業の方とコラボレーションしていろいろ事業をやる中で、その事業費の一部を負担してもらおうような、そういうことをできないかということで、何件かそういうお話をさせていただいている部分があります。これは一つ、有効な方法じゃないかなというふうに思っているところです。

本当、今回、財政に関するご心配のご質問をいただきまして、中期財政計画を立てましたけれども、基本的には野田課長の答弁にありましたように、「入るを量りて、出るを制す」、基本的に入ってくる財源しかないんだから、その中で行政サービスをやっていくしかないんだよという原則には変わらない。言い換えると、必要な住民サービス、できるだけ質の高い住民サービスを、できるだけ安いコストで提供していく、そういう工夫がこれから求められていくんだろうというふうに思っています。それが基本かなというふうに思っておりますし、あわせて、しっかり財政に関しても、中期財政計画を毎年毎年見直す中でしっかりコントロールする。財政計画に振り回されるということではなくて、しっかりコントロールして、サービスの質を落とさないようにしていくということはしっかり考えていかなければならないというふうに思っているところです。

以上でございます。

議長 法定外税の最後の質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 関連でございますが、中期財政計画の説明を受けて、私自身少し不安になりました。計画書にあった「入るを量りて、出るを制す」のことは十分理解できます。収入額を計算して支出の計画を立てることが基本ですが、本町においては歳入における自主財源の少なさ、この状況の中で、果たして

町単独でやっていけるのか、住民福祉の向上につなげていけるのか、少し心配なところがありました。

この状況を見て、財政計画の説明にもありましたように、中期財政推移表——収支の推移ですね——を表しておりましたが、毎年毎年きちんと年度当初、年度末、そういった形の中で、きちんとした推移を、財政計画が順調に進捗して目標に近づく運営がなされているのかについて、適宜、議会への報告をお願いしたいと思います。

また、よければ例えばですけれども、9月議会の決算では、前年度の決算額を踏まえ計画との比較修正、それから新年度予算を踏まえた修正を3月議会と、よければ12月議会においても本年度のレビューを踏まえて、およその決算見込みと新年度予算、概算を加えた上での修正等ができれば、その3点ぐらいお願いしたいと思います。

また、重要な変更がある場合、例えば多額の一般財源を要するような新規事業の着手などがある場合には、中期財政計画推移表の様式での報告をルール化していただきたいというのがお願いでございます。町長にお願いしますがいかがでしょうか。手短にお願いします。あとの時間がありません。

議長 手短に。境町長。

境町長 中島議員のご質問にお答えいたします。

もうおっしゃるとおりです。それは本当にしっかり毎年毎年検証して、議会のほうにご報告して、議会と一緒に本当に持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいかせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長　それでは次に、町道三八松3路線の拡幅改良を願うについての質問をお願いします。

中島宗昭議員　次に、町道三八松3路線の拡幅改良を願うとともに、本町道路事情実態について、関連して質問させていただきます。

既に、町へは、行政区長さんをはじめ農事組合長及び公民館長さんより、この路線改良工事の要望が提出されておると思います。区長さん方のお話によると、職員の方々にも相談に乗っていただくとともに、現地の確認調査も行っていただいたと喜んでいらっしゃいました。

この町道三八松1055号線及び1059号線、1062号線の3路線は、資料の写真の3枚目の地図です。柳川市沖田地区、株式会社イケヒコ・コーポレーションより西へ、吉祥地区南方を通り柳川市高島地区の幹線道路に通じる道路、及びアランタークより吉祥地区を南部に通じ、その道路と交差する道路のことです。

この道路は、昭和55年頃より始まった土地改良事業により新設された道路で、当時は農道であるという意識しかありませんでした。しかし、今では、1、大莞校区より柳川方面への重要な通勤通学及び生活道路となっております。西鉄電車も特急、急行が止まる柳川駅が近いということから利用される方が多いということです。2番目に、近くには大きな事業所も増え、事業車両も大型トラック等が増えるとともに、農業用機械等も大型化し、通行にも支障を来しております。3つ目に、特に農作業上、道路に一時駐車しなければならないときなど離合場所もなく、通常交通にも農作業にも支障を来しております。この現状を踏まえ、この3路線の道路拡幅は、地区住民だけでなく校区民及び事業所

等も願っております。

しかし、財政状況を鑑みれば、用地を購入して拡幅を願うものではありません。要望書によりますと、現状の道路面の舗装は4メートルだということです。一つの方法として、道路ののり面をくわ止めブロックで路面まで擁護すれば、道路面は約6メートルとなり、より地域交通の安全確保に寄与していくものと思われ、拡幅改良工事事業への取組を切望し、町長へ質問いたします。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えします。

まず、本町における道路事情を申しますと、本町が管理する道路、町道は、令和3年3月末で1,416路線、総延長は約277キロメートルとなっています。その町道は、町議会の議決を経て認定された路線であり、町道の管理は当然のことながら町が行うこととなっています。

さらに、町道は、幹線町道である1、2級と、一般町道であるその他と、大きく分けて2種類あり、町では道路の位置づけにより認定、管理をしているところです。

その内訳としましては、町の道路網を整備していく上で基本となる一級町道が12路線、約17キロメートル、一級町道を補い町の道路網の幹線的な道路である二級町道が21路線、約24キロメートル、町の道路網の枝葉の部分であるその他の町道が1,383路線、約236キロメートルとなっています。

町道の補修及び整備につきましては、平成30年度から令和2年度までの過去3年間の苦情及び要望件数は410件となっており、内訳につきましては、直営で対応できるような簡易な補修255件、工事発注等での対応となる補修

など155件で、内容につきまして一番多いのは舗装補修で、そのほか水路側の路肩補修、側溝設置等ですが、要望に対し工事が追いついていない状況です。

工事発注となるものにつきましては、1級、2級の幹線町道及び小学生の通学道路等安全性を優先する緊急度、住宅地等が連続しているかなどの環境性、その他地元の関係者の協力が得られるかなど、多くの要望を受けている案件の中から、総合的に優先順位を決定して対応を行っている状況です。

さて、議員ご要望の道路改良につきましては、今年5月6日に地元区長から要望を受けた比較的新しい案件であります。大莞校区から柳川方面への重要な通勤通学及び生活道路であり、事業所等の大型車両の通行や農業用機械等が大型化したことから、3路線、約800メートルの道路のり面を擁壁等の構造物で立ち上げ、道路幅員を確保したい旨の要望でございました。

要望3路線の等級は、全て一般町道（その他）でありまして、柳川方面への移動と農業用の兼用道路であり、大型車両の通行があることは承知しております。

要望3路線を擁壁等で拡幅する方法の概算総事業費は約9,500万円となり、用地買収して拡幅する場合、これは測量及び用地費を含めての総事業費3,200万円と比較すると約3倍にもなること、また、立ち上げたとしても、現在の町道の幅員は平均5.6メートル、狭いところでは5.1メートルしかないところもあり、要望事項の拡幅後6メートルの解消は難しい上、限られた予算の中、費用対効果として事業化は厳しい状況です。

また、緊急度、環境性など、優先順位の評価においても、要望3路線のほかに優先すべき通学路等での課題がある案件が複数あること、さらに現在のところ活用できる補助事業等がないことも、ご理解いただきたいと思っております。

今後も限られた予算の中から多くの要望に応えていくため、総合的な優先順

位を決定し、国の交付金事業や交付税措置のある起債事業を活用するなど、コスト削減に努めてまいりたいと考えております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、町道三八松3路線の拡幅改良を願うについての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　先ほど写真3の1枚目の三八松1055線を書いておりますが、ここがさつき地図で示したところの道路でございます。

まず、活用できる補助事業等がないこと、また道路幅員も要望どおりの解消は難しいし、限られた予算の中、費用対効果として事業化は厳しいということでございますが、簡易なくわ止め、例えば鋼材を打ち込み、その鋼材と鋼材の間にコンクリート板のようなもので安価に仕上げることのできるような工法はないのか。それから2つ目に、一、二年の工期での工事ではなく、5年か、7年とか、中期的スパンでの工事はできないのか、再度お尋ねいたします。

議長　答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　中島議員の再質問にお答えいたします。

H鋼式など簡易な工法で検討できないかという点でございますけれども、まず今回、鉄筋コンクリート式の擁壁で設計をさせていただいております。これにつきましては、道路構造物でございますので、技術的基準が定められております。活動、転倒、沈下などについて構造計算を行い、安全性を確認する必要があります。でございます。

要望3路線につきましては、大型車両もしくは大型の農業用機械が通行をするということを認識しております。先ほど議員からご提案がございました簡易的な方法で施工してしまいますと、耐え切れずに構造物が倒れてしまう、転倒してしまうということが十分考えられます。

以上のようなことから、簡易的な構造では難しいと判断をしておりますし、もしそれを設置するということになれば、自動車荷重、そういう荷重がかからない位置までちょっと外す、遠ざける必要がございますので、さらに用地買収等のことが出てくるということになります。

また、先ほどご提案がありましたような要望の案件につきましては、実はたくさんご要望をいろんな地区から受けております。今のところ、そういうやり方はちょっとお断りして、用地のほうを買収させていただきたいというようなことで全てお断りしておりますので、これを特別に実施するということになると、いわゆる拡張をする際の町の基本方針を変えてしまうということになるわけがございます。

もう一点、単年度ではなく、複数年での計画にできないかというご質問だったかと思えます。今日、写真を準備していただいておりますけれども、私も見まして、舗装面が非常に悪いところの写真も見受けられますので、このような部分からちょっと答弁させていただきたいと思うんですけれども、道路維持関連の予算について説明させていただきたいと思えます。

令和元年度の道路維持関連の予算との比較になりますけれども、令和2年度につきましては2.1倍の3,500万円、令和3年度につきましては3.5倍の5,520万円となっております。これにつきましては、アスファルト舗装が整備されまして数十年経過をしているわけなんですけれども、舗装等のやはり劣化が激しく、軟弱地盤でもございますので、舗装の継ぎはぎが振動の原

因となったりしまして、住民から苦情が寄せられている状況もございます。このようなことから舗装の補修を集中的に現在行っているところでございます。予算につきましては倍増しておるわけなんですけれども、これにつきましては、主に交付税措置のある起債事業を活用することで、課題解決と、町の予算の軽減を図っております。また、限られたそういう予算の中でございますけれども、例えば、狹隘道路の整備を今行っておりますけれども、狹隘道路につきましても、現在5路線、約1.2キロメートルの計画がございまして、関係者の皆様をお待たせをしておるような状況です。この狹隘道路の中には、用地について寄附採納をしていただいている路線も含まれておるといような状況です。

先ほど、前のご質問の中で予算の話がございましたけれども、そういう限られた予算の中ですので、道路事業においても選択と集中を徹底しております。より一層、事務事業の見直しや、経費の削減等を図り、効率化に努めていく必要があるというふうに考えておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いしまして、答弁を終わります。

以上でございます。

議長　それでは、町道三八松3路線の拡幅改良願うについての最後の質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　関連の質問になってきますので。

写真の2枚目を見ながら、本町においては、この3路線をはじめ道路事情は最悪だと感じております。周辺市より大木町へ一歩踏み入れば、舗装は傷み、写真のようにくぼんだり凸凹の状態。また、この写真のように、舗装のり面は擁護壁がないことから、底釜を欠き、舗装が崩れ落ちたりしております。離合

時に端によけ過ぎて、舗装が崩れ脱輪することも考えられます。また、砂利道も多く、大きなくぼみも見受けますし、この写真のように、幹線水路の管理道路なのに、雑草が繁茂し通行できないところなど、他市町村ではなかなか見受けられない光景でございます。しかし、本町においては当たり前のように平然として、管理が行き届いていないのが現状ではないでしょうか。

以前も、大川市の方で、大木町絵下、上木佐木、果樹園のほうに出作をされている方たちが、仕事に来るのに大木町に入ったらがたがた道では困るわと、舗装を頼んでもらえないのかと。それから、高橋地区においても、ハウス農家の方たちがイチゴの栽培をして、イチゴを家に積んで帰るときに、イチゴに傷がつくということで要望がなされ、一部、石川町長のときに舗装がなされました。そういった状況があるということでございます。

写真のような道路、くぼんだ舗装道路の穴に足を突っ込み、捻挫、骨折をした。また、自転車でハンドルを取られ転倒、負傷したとなれば、町は管理責任を問われることになると思います。

4年前、石川町長は、今後道路の整備に重きを置くと本会議で発言されておりました。境町長も立候補されるときには、石川町政を継承すると約束されておりましたが、まず1点、財政の課題だけで道路の整備等に取り組みにくいのか、ほかに取り組みにくい事情があるのか、1点。2点目として、町長は安心して安全なまちづくり、住民福祉の充実と声高らかに宣言されております。それならば、道路の整備、特に狭隘道路の整備、緊急時に消防車、救急車も通れないような道路の整備は急を要すると思われれます。住みたい町、住みたくなるような町は、このような道路の整備から水路の整備など、住環境の整備、そして行き届いた福祉、暮らしやすい地域まちづくり、それが住民福祉の向上につながるものだと考えますが、町長のお考えはどうでしょうか。

それから、今後、道路管理不行き届きにおける事故での補償問題等の発生が危惧されますが、もし発生したときの対処についての考え方などもお願いいたします。

それから、過去3年間の町内道路整備について、建設水道課より資料を頂いております。本当に毎年毎年、苦情、要望等が200件ぐらいある中で、厳しい中でずっと整備をされてきておりますが、課長答弁によりまして町民行政からの苦情の要望は増加傾向にあり、現在の職員数での対応は厳しい状況であることは町長もご存じだと思います。

また、土木予算に関しても、先ほど課長は金額面で述べられましたが、全体的に見て、総予算の割合が過去5年間で3.8%から2.7%と減少しているようにも伺えます。そこで、最低必要限の土木費の増額及び中期的な職員の育成を踏まえて、建設水道課職員の増員が望まれますが、以上4点につきまして、町長にお尋ねいたします。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　中島宗昭議員のご質問にお答えしたいと思います。

安全・安心まちづくりを進める上で、道路水路整備、これは必須じゃないかというご指摘、非常に舗装等も傷んだところが多いという、そういうようなご指摘をいただきました。

担当課としても本当に限られた職員の中で、また限られた予算の中で、しっかり道路改修等については取り組んでもらっているというふうに考えております。

地元から要望が来る中で、軽微なものがほとんどというような話を聞いてい

まして、それについては大体その年中にも対応しているというようなことを聞いております。ただ、工事発注を行って改修する部分については、やっぱり設計をしたりするにはマンパワーも必要になりますし、道路予算も必要になってくるということで、これらは計画的にやらざるを得ないというような状況になっております。

こういう道路の整備が進まないのは、財政の要因だけかというようなご質問であります。正直、その道路の整備の必要性というのは議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、本当に町政の課題というのは様々な課題を抱えておまして、その中でいかに支出を抑えて効率的なサービスを提供していくかということで、それぞれ本当に努力、工夫をしているというふうに考えております。その中で、今のところ道路予算を突出してぼんと増やすとか、そういうことは私はそう簡単にできるものじゃないのかなというふうに考えております。

先ほど、議員のほうから、道路予算が減っているんじゃないかというご指摘もいただきました。令和2年度は、財政資料を見ると2.7%、2億2,000万ほど土木費の予算を執行しておりますけれども、令和元年度が3.2%。ただ、実は去年はコロナ対策の臨時交付金等でぼんと予算が膨らみまして率が落ちているということで、金額は前年は1億8,600万程度でしたので、伸びてはいるんですけれども率は落ちています。ちなみに、平成30年度は1億6,900万、29年度が2億500万、28年度が2億500万で、28、29年度は、10号線の工事をちょうど集中的に行った時期もありまして、当然その膨らんだという状況もございます。そういうような状況で、大体例年ベースぐらいで、今のところ道路予算を確保して、先ほど課長が答弁しましたように、優先順位をつけてやらせていただいていると。

今日、議員のほうから、実際、傷んでいる状況とかしっかり調査をしていた

だいて、町のほうに提案をしていただいていますので、私どもも本当にこういう穴ぼこがほげているとか、やっぱり危険な場所、そういうところはできるだけ優先順位を上げて何とか対応していかなければいけないだろうというふうに思いますので、今日、議員ご提案いただいたところを含めて、また建設水道課のほうでそういう分については再点検をして、自前でできる分についてはすぐできますから、そういうことについてはしっかり対応させていただきたいというふうに思っております。

関連して、そういうところでもし事故が起こったらどうするか。おっしゃるとおり、全くそういうことがあってはならないということになります。ただ、この間の側溝の件でまたご報告申し上げますけれども、ああいうことが起こらないとは限らない。その場合は、基本的に保険対応という形になります。ただ、保険対応すればいいというものではもちろんございません。そういうことがないように未然防止対策はしっかりやっていかなければならないというふうに考えております。

あと、議員ご指摘のように、マンパワー、今、建設水道課はいろいろ課題を抱えていまして、本当に限られた人材の中でしっかりやっていただいて、いっぱいいっぱいというふうに聞いています。

そういう状況の中で、役場全体の人間を簡単に増やすということもなかなか難しい。今、私が一番重要だと思っているのは、やっぱり地域づくり、コミュニティーを今しっかり確立していただかないと、これから訪れる社会を乗り切れないんじゃないかというふうに思っています。そこに今は人員を配置したりしていますので、非常に人員的には厳しい状況ではありますが、やっぱりそこについては、それぞれのセクションも時代ごとにやっぱり役割、フェーズが変わってきますので、その状況に応じて、人を手厚く配置をしていくとい

うことも考えていかなければならないと思っていますし、特にそういう土木技術の技術屋、それとかあと、今後、健康づくり等についても力を入れていかないといけないと思います。そういう専門職というのは、やっぱりこれから本当に増やしていくということも検討していかなければいけないのではないかとこのうふうに考えているところでございます。

いろいろご要望をいただいている件につきましては本当にできるだけ、しっかり対応していくように、予算に関しても、必要なところを実施できるような形で、担当課のほうとはしっかり協議をして、対応してまいりたいというふう

に思っております。

以上で終わります。

議長　　ちょっと通告の時間が過ぎていますが、答弁がちょっと若干長かったので、何か一言あれば許可したいと思います。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　ありがとうございました。

先ほどちょっと道路の補償問題とか、事故とか、それは12月の一般質問で出そうと思っておりますが、水路整備とか、そういった面まで訴訟問題とかに発展してくるような事案も今出てきております。そういったことで、町の管理する水路、道路に関しては、きちんとしていただきたいと思っております。

そういったことで、質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長　　以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を10時45分とさせていただきます。

休憩 10時35分

再開 10時45分

議長 それでは、再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて、1番、馬場高志議員の一般質問を許します。馬場高志議員。

馬場高志議員 1番、馬場高志です。議長から許可いただきましたので一般質問をさせていただきます。

現在、計画中の5億円ぐらいの太陽光パネルの設置事業、マイクログリッド案について、6月の一般質問でも質問しましたが、その続きということで再度質問をいたします。

さきの6月の定例会において、今回のプロジェクトでは町のCO₂排出量を削減するには効果が少なく、その他の削減案を質問したところ、中村副課長の答弁では、農林水産省では営農型太陽光発電を推奨しており、これはソーラーシェアリングとも呼ばれ、作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自己消費により、農業者の収入拡大による農業経営にさらなる規模拡大が期待できるという答弁がありました。この農林水産省案を実現していくには、自己消費はいいとして、農家が売電するために買い取る電力会社が必要になるかと思えます。しかし、現状は太陽光発電が増え、夏場に電力の余っている九州電力が買うわけもなく、将来的には新しく設立される特別目的会社SPCが電気買取りや小売などを行うと、みやまスマートエネルギー社や、やめエネルギー株式会社と同じような新電力会社という構造になるかというふうに思っ

おります。

今日、参考資料を2つ用意していますが、新聞の記事と、もう一つはちょっとグラフっぽいやつを2つ用意させております。

その参考資料1にありますように、みやまSEは前年度2億円の大赤字で債務超過になっていると、産業新聞のほうで取り上げられております。全員協議会において、大木町で設立されるSPCが行う事業としては、基本、自主消費だが小売もできそうであればやりたいという説明だったかと思います。このような小規模電力会社経営は、仕入れ、電気の価格高騰リスクが高過ぎではないか。

以上、回答のほうよろしく申し上げます。

議長　それでは、答弁を許します。益田副町長。

副町長　1番、馬場高志議員の一般質問についてお答えいたします。

馬場議員には、今回の大木町ゼロ・カーボングリッド事業におけるSPC、特定目的会社の取組につきまして、ご心配をいただきありがとうございます。

ご指摘のみやまスマートエネルギーにつきましては、みやま市が55%を出資して、2015年に設立した自治体新電力の草分け的な存在で、主に市内の太陽光発電の電気を購入して、市内を中心に消費するエネルギーの地産地消をコンセプトに事業展開をしている会社でございます。今年の3月末時点での契約件数は、市内の家庭用電力、これは小規模店を含みますが、契約数が1,400件を超えまして、市内の1割程度の家庭が電気の供給を受けるまでに成長しております。

この会社の令和2年度の決算で最終損益が2億円の赤字となり、1億2,0

00万円の債務超過となったことは、関係者に大きな衝撃を与えております。これにつきましては馬場議員が新聞記事で示されたとおりでございます。原因を確認しましたところ、昨年の12月以降の寒波で電力需給が逼迫し、電力を調達する卸売市場の取引価格が急騰したことが主な原因で、僅か3週間で2億円を超えるコストが必要となり、利益を吹き飛ばした格好になったということでした。

電力小売を行う新電力は、顧客に対して1年以上の供給契約を締結し、卸売市場などから必要な電気を仕入れて供給する形態を取ります。この場合、前述しましたような仕入価格が極端に高騰した場合、その高騰リスクを引き受ける必要が生じ、その結果、多くの新電力が赤字に陥ってしまうという事態が発生しています。

しかし、一方では、ほとんど影響を受けていない会社もあったと聞いております。熊本市の地域新電力、スマートエナジーくまもとなどがそうで、その違いは何かと申しますと、自前の電源を持っているかどうかという点にあるようでございます。大部分の新電力は電力卸売市場から電力を調達しているため、卸売価格が高騰すれば利益が小さくなったり赤字が発生してしまいます。しかし、自前の電力を持っていれば、電力の調達コストが一定するために、そうした仕入れ値の変動リスクの影響は限定的になります。

本町で現在検討しているSPCによる電力事業は、当初においては、電力小売事業は想定しておりませんで、まず、役場周辺の公共施設の屋根などに太陽光パネルを設置し、余った電力を蓄電池に充電することで、エネルギーの自給自足を安定的に行うことを目的としております。あわせて、道の駅周辺の可能性調査も行うこととしております。この場合、曇りや雨が続いた場合には、他の新電力会社や一部卸売市場から電力を購入する場合も想定されますが、その

量はごく小さく限定的だと考えております。蓄電池をうまく活用できれば、市場の電力高騰リスクを回避することも十分に可能です。

また、今回の補助事業では、整備をする施設からの逆潮流はできないということになっておりますので、余った電気を売ることができないため、どのように無駄なく自前の電気を活用して購入電力を小さくするかが利益追求の鍵になると考えております。

前述しました電気卸売価格の高騰の件につきましては、監督官庁も未成熟な日本電力市場の課題と捉えておりまして、緊急的にインバランス料金、これは需要量と供給量を一致させる目的で創設された罰則的な意味合いを持つ料金設定でございますが、このインバランス料金に上限価格を設けるなどの対策に乗り出しておりますので、SPCの事業展開として、今後電力小売事業を検討するという事になった場合には、電力市場の動向を見ながら慎重に判断していく必要があるとは考えております。ご指摘ありがとうございます。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、想定される新電力会社の経営リスクの件についての再質問でございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　先ほどの答弁から3つの点を考察させてみました。

1つ目、回答の中にあつた、自前の電源を持っていれば仕入れ電気価格の変動リスクは限定的という説明だったかと思えます。

ただ、みやまSEさんは、空き地に5,000キロワットの結構大型な太陽光パネルを所有しています。これが事業の一番最初の取りかかりになったはずで、この大木町のマイクログリッドの計画の3.5倍もの規模であり、それ

でも不足する事態が起こっているわけでありませう。

また、スマートエナジーくまもとでは、2か所のごみ処理施設から発電を行っているため、発電量が1万6,480キロワットとみやまSEさんが持っている規模のさらに3倍もの電力発電量があり、電力の供給不足になりづらい売買のバランスがあるから、赤字に陥っていないのではないかというふうに思っております。

また、2つ目の曇りや雨が続いた場合の影響も限定的というお話だったんですけども、計画されているものであれば蓄電池に余剰電気をためるといっても、役場周辺施設の電気使用量の2日分しか容量がなく、2日以上雨天や故障などで、役場周辺の電気供給が十分できないことは、かなり頻度で起こるのではないかと思っております。大手電力会社の見解によりますと、雨天でも日射があれば、5分の1から20分の1程度の発電量はあるというふうに公式ホームページのほうには記載がありました。それを参考に、当町の太陽光パネルが1,450キロワット、発電の規模があります。それを日中間約8時間、雨の日の発電量は先ほどの間ぐらいを取って10分の1で計算をしますと、1,160キロワットと、役場周辺の1日の電気電力消費量2,400キロワットの5割にも足りないということになります。つまり、雨とか故障なんか起こってしまうと、2.5日で蓄電された電気が尽きるという計算になるかと思えます。

また、そもそも、みやまSEさんのほうが、現在、電気代が安いにもかかわらず、九電のほうからベース電力という――現在、大木町の役場関連施設は2つ、みやまSEさんと九州電力さんから電力を買っているわけなんですけれども、その2つで買っている理由として、みやまの太陽光発電による発電供給量が不安定であり実績がないためという中村副課長の説明を受けました。他社の太陽光発電量には不安定さを懸念をしていて、自社のものは大丈夫というのは

矛盾しているのではないかというふうに思っているところです。

3つ目、売電はできないということなんですけれども、大木SPCから大木町は電気を買うことになりますので、あくまで大木SPCは電力の小売業という位置づけになるのではというふうに思っています。なので、小売はできない、補助金をもらうためにはできないという条件があるという話だったんですが、その辺に少し疑問を持つところでもあります。

もしも足りない場合には、九電やみやまSEさんから買うことになるだろうという説明も以前もらいましたので、両方の契約書を確認させていただきましたが、一般家庭よりも割と割安な料金設定、もちろん使用料に応じた料金なのでこの金額とはちょっとはっきり言えないですけれども、結構割安な料金でした。ただ契約の前提として、年間を通じた定期購入だからこそ、この料金がもらえるわけであって、足りないときだけ買うということになれば、卸相場価格に連動をする変動価格のような設定になるのではないかと、懸念をしているところでもあります。

そもそも足りないときだけに買えるということであれば、九電さんから固定料金で買えるということであれば、みやまSEが昨年度2億円もの赤字にはなり得ないというふうに私は新聞記事を見て思ったわけです。

それでは、もし卸相場連動料金になると、大木SPCは実際どのくらいの赤字になるのか。大木町ゼロ・カーボングリッドの概要、緑色の昔もらった資料、こういう資料を以前全協でもらったんですけれども、それによると大木町の中央部の公共施設の電力使用量は2日で4,800キロワットアワーという試算があったので、1日分は2,400キロワットアワー、通常九電の小売価格は使用料に応じて1キロワット17円から26円ぐらいです。大木町は使用量にもよりますが、約14円前後と割安で購入できています。こんなにお得に買え

ているのに、リスクを負ってまで自家発電にする意義があるのかどうかは別として、大木SPCは現在より1円安く大木町に販売をするという説明を以前受けましたので、13円で計算しますと、1つ目のパターンとして、電力不足時に2020年の12月から1月のような卸売価格の高騰が起きると、電力卸売価格が1キロ200ワット、これ2枚目の参考資料のほうに、ちょっとグラフを載っているのがあるんですけども、この下のほうのグラフの料金のことを言っています。これが卸売価格のそのときの高騰したときの推移、250円ぐらいまで上がって200円に上がったという資料なんですけれども、その200円で計算して、大木町への販売価格が13円1キロワット、つまり1キロワットにつき、高騰すると187円ぐらい赤字になると。それが1日2,400キロワット消費電力がある。続きということで44万8,800円、つまり1日に約45万円ぐらいの赤字が出るのではないかと見積もっているところです。

2つ目のパターンとして、卸相場で買えずにインバランス価格、先ほど副町長のほうから説明いただいたようなものなんですけれども、電力小売が電力供給できない場合に、大手電力が代行して供給して、その罰金として小売電力会社に二、三か月後ぐらいに請求をしてきた場合、同じ高騰時期だと、価格が500円ぐらいまでいっているんです。それから13円を引いて、2,400キロワットアワーで116万8,800円、約1日に120万近い、大木町のSPCの大きさでいうと赤字になるかと思います。1週間もこの状況が続くと、900万近い赤字になるわけです。規模の違いはありますが、新聞記事になっていたみやまSEの場合は、この両方を合算して2億円という数字が出ています。みやま市長も6月の議会答弁で、電気小売はリスクが非常に高いということを改めて気づかされたと言われておりました。

この事態を受けて、先ほど副町長が言われたとおり、新電力会社各社が対応

を要望し、国はインバランスの値幅制限を2020年から1キロ200ワットとするも、段階的には600円とする方針を打ち出しております。つまり、直近は値幅制限で新電力会社を守るが、将来的には自己責任という国の判断じゃないかなというふうに私は思っているところです。

2016年頃からあった新電力の規制緩和で、これまで75社ほどが新規参入をしているようですが、FIT価格の下落やインバランス価格の高騰で瀕死の会社が非常に多いと聞いております。参考資料の2の上のほうには、倒産した会社の1例が載っております。そこにもあるように、今年の3月にF-Powerというところは負債額464億円で会社更生法の適用、秋田県の鹿角市、最近立ち上がった新電力会社、自治体が経営する会社らしいんですけども、発足してすぐこの卸価格の高騰がぶち当たって、資金繰りが悪くなって、市の補助金3,000万を出すか出さないかみたいな、議会で決まったのかちょっと分からないですけども、そういう話が出ていたりしました。

みやま市の経済環境部長が、議会で赤字対応策を議員から聞かれて、インバランス価格のリスクヘッジができないか専門家の意見を聞くと答弁をしていました。しかし、売り相場は大手電力の寡占の状況下で、わざわざ先物価格を交渉するには、それなりに買う量も大きくないと相手にしてもらえないと私は見えていますし、そもそも電気の卸売買相場というのは、専門性が非常に高く、こういった商品、この場合は電気ですけども、そういった先物、そういう相場の期限切りとかを読んでやり取りをしないと売り数がすごく高い、専門性がすごい高い業界じゃないかなというふうに思っています。特に、民間でやっている、専門職の人を入れているところはいいですが、自治体経営の場合はさらにその専門性がちょっと欠けている部分があるかと思うので、やけどを負いやすいんじゃないかなというふうに思っています。

副町長にお伺いします。

大木町がマイクログリッド計画で自家発電をする計画があることは、まだ九電やみやまSEのほうには伝えていないということですが、電気小売事業を行う大木SPCの出資者になるということは、ある意味電気、小売事業、九電さんやみやまSEさんの競争相手にもなるわけですから、電気供給不足時に、電力卸売市場か、もしくは他社から直取引をすることになるわけです。この不足時の電気購入条件が現段階では不明なため、大木SPCの経営リスクがちょっと読みづらいというふうに私は思ったわけです。

大木町マイクログリッド案は3月に予算審査の予定だったかと思いますが、その前に、2つの電力会社と事前協議を行い、当町の計画も示した上で、電気契約内容の交渉というか、話し合いをして、その結果も踏まえて、議会に予算を審議に出すべきじゃないかと思うんですが、回答のほうをよろしくお願いします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、質問の中で出てきましたみやまスマートエネルギーが市内にメガソーラーを持っているという話でしたが、ちょっと捉え方が違いまして、みやまSEは自前の電力は持っていません。別会社としてみやまパワーHDという会社が太陽光の発電設備を持っていて、そこからみやまスマートエネルギーは電力を購入しているという形になります。ですから、ちょっと捉え方は全然違うという形になるかと思えます。ですから、自前の電力をもっていて今回の価格の高騰に影響を受けたということではないということをご理解いただきたいとい

うふうに思います。

それと、今回、大木町で計画しておりますこの電力事業というのは、先ほどもちよつと答弁させていただきましたが、この役場周辺のエリアの中でまず自給をするという計画でございます。ですから、電気の小売事業とは違ひまして、電気の特設供給という仕組みになります。ですから、まず自前の中で電気を融通して、そのエリア内から、今度売電は補助事業上できないということになっていますので、そのエリア内で不足する分を外部から購入するという形になります。

購入するときには、また契約の仕方がちよつといろいろありまして、新電力会社に契約を頼むということにした場合、不足電力の購入を頼むとした場合、この卸売価格に取扱いの手数料を上乗せして契約するようなやり方と、固定料金でもう決めておいて契約するやり方と二パターンあるというふうに思います。ですから、この卸売電力に手数料を上乗せして取り組むような契約内容ですと、安いときはいいんですけども、価格高騰リスクをもうもろに受けてしまうということになります。固定料金での電気供給契約ということになれば、価格は安定すると、ただ一定料金を支払わないといけないというような形になるかと思ひます。

ですから、この内容につきましては、このSPCが立ち上がった段階でどういふふうな不足分の電力を賄う契約にするのかということは、十分に検討させていただいて、取組を進めさせていただきたいというふうに思っております。

それと、もうおっしゃるとおり、この電気の業界、小売が始まってまだ数年しかたちませんので、この電気の小売業界というのは物すごく今仕組みがかわってきているという状況がありますので、その点につきましては調査をしながら、やっぱり専門性が追求されますので、この電気事業に詳しい人を養成して

いかないと、SPCというこの特定目的の会社にしても、運営的には厳しくなるんじゃないかなというふうに考えています。ですから、そういう専門性のある方を養成していくというのが必要になるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、先ほどからちょっと答弁していますとおり、今回立ち上げますSPCというものは特定目的会社として、特定の目的を取り組むためにつくる会社ですから、一気に次の小売事業まで展開ができるのかということについては、ちょっと疑問がやっぱりあります。まずは、このマイクログリッド内で電気をきちんと自給するというような形を立ち上げて、これが軌道に乗った段階で次の事業展開になるというふうに思います。

ですから、この次の事業展開になったときには、果たしてこの特定目的会社でそのまま継続して事業幅を広げるということで対応ができるのか、あるいは、次の段階の目的に入りますので、別会社を立ち上げて取り組むべきだという形になるのか、どちらかちょっとそのあたりはまだはっきりしませんが、そういう形で取組的には次の段階できちんと計画を取っていくということになるかというふうに思いますので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 11時20分

再開 11時34分

議長　それでは、再開いたします。

答弁を許します。益田副町長。

副町長　今回のマイクログリッド内でのSPCの取組の中で、不足電力を購入するといったときに、購入する相手方の新電力会社もしくは九電等と十分協議をして、有利な価格で契約を結んでもらいたいというような内容でございます。これについては、当然、事業を進めるに当たって、電気供給の一番安くなるようなシミュレーションを行った上で、有利な価格での契約を協議をしていきたいと。その方向性が固まった段階では、議員の皆さんにもまた報告をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

議長　それでは、新電力会社の経営リスクの件について最後の質問でございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　ありがとうございます。それが本当に聞きたかったことですね。そこがわかると私たちとしてもリスク管理が分かりやすいんじゃないかなというところでありありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

議長　それでは、2点目です。お願いいたします。

馬場高志議員 投資効果の懸念が多いと前回議会の中で発言したことに対して、町長から、国が地球温暖化対策として全国100か所以上先行地域というのを指定して、そこに集中をして財源の面倒を見ていこうというようなことも打ち出しておりますので、その動きを加速化させることは非常に重要じゃないかというふうに私自身は捉えておりますという答弁がありました。副町長としては、CO₂ゼロにはこのプロジェクトでは程遠いが、以前の全員協議会の際の参考資料、新聞記事等にもあったとおり、脱炭素先行地域100選に指定されれば、2022年から交付金をもらえる可能性が重要というか、かなりもらえるんじゃないかというふうに理解していらっしゃるのかと思います。

ということは、副町長としては、脱炭素事業も今後支援金がないと成り立たないというふうに理解しているということで間違いないでしょうか。

以上です。

議長 それでは、答弁を許します。益田副町長。

副町長 1番、馬場高志議員の2つ目の質問についてお答えいたします。

国が脱炭素先行100地域に重点的に交付金を支給する予定であるということにつきましては、4月5日の全員協議会でお示しした資料のとおりですが、今回の国策で特徴的なのが交付金で検討されているという点でございます。そこで、補助金と交付金の違いについて先に申し上げますと、補助金は、特定の事業に対して支援されるもので、予算の使い方については、要綱、要領等に沿って厳密に執行されますが、交付金については、特定の目的を実現するために、使い方については比較的自治体の裁量で柔軟な運用が認められるという性格がございます。つまり、今回の環境省で検討されている地域脱炭素移行再エネ推

進交付金は、脱炭素選考地域での先駆的な取組を大きく後押ししてくれる内容で検討されているということでございます。

この意味からしても、ご質問の脱炭素事業は補助金なしでは成り立たないのかということに対しましては、成り立たない部分は一部あると。さらには取組が遅くなってしまうという懸念もあるというような回答になるかというふうに思います。

例えば、省エネ対策とか公用車のEV化などは、投資回収年数が10年以上かかるものがあるというふうに想定されまして、最初の導入コストが町にとっても大きな負担となります。そうした財政負担をできる限り抑えるためにも、脱炭素先行地域に選定され、交付金を獲得することが重要だというふうに捉えております。

一方で、特定の脱炭素事業については補助金なしで成り立つケースもございます。自家消費型の太陽光発電など、既に民間レベルで補助金なしで導入が進んでいるオンサイトPPA事業、初期投資なしで太陽光設備を設置をして、利用料とか電気料を回収することで、最終的には個人の持ち物となるというような事業でございますが、このようなケースもございます。

今回、町の中でも、既にオンサイトPPA事業については取組を始めた事業者が、私が知っている限りでも2社、もう取組を始めておりますので、そういうような形で、再エネ事業が進むということも十分に考えられます。

政府は、2030年には太陽光発電が最もコストの小さな発電になると予測しておりまして、近い将来、再エネは経済面でも、既存の火力発電や原子力発電を凌駕すると考えられております。そして、安い電気を供給できる再エネ分散電源の利用を加速化するために、今日、様々な補助金が創設されてきているものと理解しております。

また、今回の大木町ゼロ・カーボングリッド事業におきましても、いろいろな角度から収支を精査するということしております。補助金がない場合でも、事業が成り立つ部分がある中に見いだせるようなことが出てきましたときには、その手法を地域住民や民間事業者と情報共有をしまして、脱炭素に向けて取組をさらに加速化できるのではないかとこのように期待しております。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、脱炭素事業は補助金なしで成り立たないと理解されているのかについての再質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　まず、成り立たない部分があり支援金が必要という答弁があったんですけども、政治的な話ですけども、次に誰が総理大臣になるのかわかりませんが、電力に対する候補者の考えもかなり違っているのかと思います。原子力発電の比重を増やす思いの方は、再生エネルギー重視の支援枠、支援金の総額を減らすことにもなるでしょうし、脱原子力発電の方は、今の再生エネルギー重視の政策を継続するのではないかとこのように思って懸念しているところです。支援金がないと成り立たない部分があるからこそ、国策をうのみにせず、地方は地方で自ら考えて自走すべきだと私は考えております。

次に、補助金なしでもPPAは成り立っているということだったんですけども、PPAを行っているやめのケースですと、屋根を借りて太陽光発電パネルを無料で設置する業者、電気の売買を行うやめエネルギー株式会社、この2つの会社がタッグを組んでうまく回していかないと回らない事業かと思います。その要は、太陽光パネルを設置してくれた家や事業者から電気を買い取って、足りない分を過不足なく供給する点にあるかだと思います。

やめエネルギーの場合は、不足分も九州電力から購入しており、その契約内容がちょっと分からないので不明瞭ではありますが、実際、このやめエネルギーという会社の決算を私も見たことがないので、うまくいっているのかちょっと分からないと私は思うんですが、成り立っているとお考えということは、やっぱりそのP P Aを実際やっている新電力会社の決算等推移を見た上で成り立っているというご判断なのか、教えてください。

以上です。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員の再質問にお答えしたいと思います。

P P A事業でやめエネルギーの事例を出されましたけれども、やめエネルギーの決算状況を確認したのかと言われますと、確認はできておりません。ただ、今、太陽光のP P A事業というのは全国各地で広がりを見せておると。要は、太陽光発電設備が以前のキロワット、四、五十万、高いときは60万ぐらいしていたと思いますけれども、それが半値以下で設置ができるというような形に、設備投資が安くなってきたということが大きく起因しているというふうに思います。その中で、電力会社との組合せで、事業を成り立たせているというような形かと思います。

ただ、これは、今回馬場議員がおっしゃったように、卸売市場で価格が高騰するようなところで、本当に大丈夫かということも懸念としてあるかというふうに思います。ですので、その点については、併せてちょっと慎重に見守っていかないといけないかなというふうに思っております。

ただ、太陽光発電設備自体が価格が安くなってきているので、その部分を電

気事業と組合せでやめエネルギーはやっていますが、電気事業と組み合わせずに、ただ通常のリースの事業のような形で取り組んでいる会社もありまして、そういうことも可能だということで、十分に採算が取れるというふうには一般的に言われておりますので、今後、その点についても慎重に見させていただいて、大木町の中でそういう取組が取り組まれたときに、このリスクを負われる方がないように情報を収集して周知をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長　それでは、最後の質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　現在、事業として採算性があるかどうかの議論をしているわけで、先ほど最初のほうの答弁でも、いろいろ調査して採算性が出るかどうかをお示ししたいという話をされて、そういうお金の話をしているときに、そのほかの会社の経営状況を見ていないままPPAをうまくいっていると言うのは、ちょっと時期尚早なのかなというふうに聞いて思いました。

話を戻して総括という点で最後述べたいんですけども、大分先の話になるというお話だったんですけども、CO₂を減らして、実際に目標の80分の1ぐらいしか削減、このプロジェクトはできないわけですから、今後いろんな事業を先々追加していくと、そういったものが、さっきちょっと話に出た副町長のPPAの案とか、中村副課長のほうから前に話があったソーラーシェアリングとか、そういったのを後々支援金を使って足していくという計画になると思うんですけども、そうなればなるほど、結局電力会社としての事業が増えていく、売買する量が増えていくということになりますので、現状ではかなりリスクが高くて、一応国も規制をかけようとしていますけれども、将来的には、

自由相場という国の判断かと思いますので、非常に懸念が残るところです。

この事業は、環境というきれいな菓子箱に包装された時限爆弾のような一面もあることを考慮して、今後ますます議論がされて、最終的にはこの案に皆さん快く賛成ができるようになってくれればなということによって一般質問のほうを終わらせていただきます。

以上です。

議長　では、思いということですね。しっかり執行部は受け止めてください。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時とさせていただきます。

休憩　　11時48分

再開　　13時00分

議長　それでは、再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、8番、菰方英二議員の一般質問を許します。菰方英二議員。

菰方英二議員　8番、菰方英二でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

町内小中学校のプールについて質問いたします。

本件は、平成29年12月議会で質問していましたが、そのときから何も進展が見られないので改めて考え方を聞きたいと思っております。

まず、各学校のプールは、大溝小学校が昭和36年、木佐木小学校、大莞小学校が昭和39年、大木中学校は昭和47年に施工されています。既に50年から60年が経過しており老朽化しているのは間違いありません。設備についても、更衣室が使えず、また浄化装置もないため、児童生徒の安全性や環境面が心配でなりません。また、各学校からも毎年プールの改修が要望されています。

ただ、当時の答弁では、各学校の屋内運動場、校舎の大規模改修工事が終わらないと、本町の財源を踏まえて、水槽のFRP化などの改修工事、あるいは全面改修工事を行うか検討していきたいとの答弁であったが、検討はしたのか。検討したのであれば、結果をお示ししていただきたい。まだであれば、検討していない理由を教えてください。

次に、2点目ですが、健康福祉棟に併設して温水プールを設置し、町内4校が年間スパンで考えられないかと質問した際、移動の時間をもったいないという答弁だったが、その考えは今も変わっていないのでしょうか、質問いたします。

議長　それでは、答弁を許します。北原教育長。

教育長　8番、菰方英二議員の町内小中学校プール改修工事計画についての一般質問にお答えいたします。

まず、1点目は、平成29年12月議会における菰方議員の一般質問以降の学校プール改修工事計画の進捗状況についてです。

平成29年12月議会では、前平山教育長が学校プール改修工事に関して次のように答弁いたしました。「平成25年度に策定しました学校施設中長期保

全計画において、福岡県建築技術センターから木佐木小学校、大莞小学校、大木中学校のプールに関して、施設の一部において緊急に修繕工事を行う必要があると指摘を受けています。加えて、同センターからは各学校の屋内運動場（体育館）、校舎に関しても緊急に修繕工事を行うことが必要であると指摘を受けており、外壁落下防止等、児童・生徒への安全対策を最優先すべきと考え、各学校の屋内運動場、校舎の大規模改修工事について、国の交付金等予算の確保に努め、計画的に実施していきたい。したがって、各学校のプール整備につきましては、屋内運動場、校舎の整備等安全に係る施設の改修の完了後に、本町の財政状況を踏まえて、水槽のFRP化等の改修工事を行うか、全面改築工事を行うか、検討していきたい」と答弁しております。

本町ではこれまで、平成25年度小中学校普通教室のエアコン設置工事、平成28年度大莞小学校屋内運動場大規模改修工事、平成29年度大溝小学校屋内運動場大規模改修を終え、令和元年度に特別教室エアコン設置工事、そして令和2年度には小学校児童トイレ全面改修工事を終え、さらに令和2年度末には木佐木小学校増築棟工事を行うなど、児童・生徒の学びを支える教育環境の整備に努めてまいりました。

今後は、令和4年度に、大木中学校屋内運動場改修工事——次の点は修正をいたします。令和5、6年度です、すみません6が欠落しております。訂正いたします。令和5、6年度に大莞小学校校舎大規模改修工事を計画しているところです。したがって、町内学校プールの全面改修工事の具体化は、それ以降になると考えています。

一方、本町では、昨年、小学生兄弟がクレークに転落して亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。本町の全ての子どもたちに、自分の安全や命を守るための泳ぐ力を身につけさせることは学校教育の使命であり、水泳学習

を実施するための適切な学習環境の整備を進めることは教育委員会の責務と考えております。しかしながら、町内学校プールの老朽化は年々進行しており、毎年学校から指摘された改修箇所を、その都度、部分改修しながら維持管理に努めている状況です。

今後は、現在のプール施設の長寿命化に努めるとともに、部分改修工事では対応できなくなる事態に備えて、学校プール改修に関する基本的な方針を策定することが急務と考え、現在、学校教育グループ内で策定に向けて、情報の収集に努めているところです。

次に、2点目の健康福祉棟に併設して温水プールを設置し、小中学校4校が年間スパンで使用していくように考えられないかについて答弁いたします。

学校プール改修工事については、全国の多くの自治体が直面している課題です。プールを新設するとなると、その工事費は、小学校屋外プール25メートル7コース、低学年用補助プールを併設して、1施設当たりおよそ1億7,000万円程度必要と言われており、屋内温水プールになればさらに高額な建設費用が必要になります。これに対して、水泳学習は6、7、9月の夏季に限定されており、自治体の財政規模とその費用対効果から新たに全面改修するのではなく、既存の学校プールの合同利用、県営、市営等の公共プールの利用、また指導スタッフのそろった民間スイミングスクールの利用等、様々な水泳学習環境の見直しが行われています。

本町におきましても、現在のプールをできるだけ長く維持管理していくことを第一と考え、新たな工法による改修工事についても検討する必要があると考えております。菰方議員の質問にありましたプール貯水槽のFRPユニット工法も加えまして、安全性、耐久性、経済性、維持管理等の観点から調査検討していきたいと考えます。

また、菰方議員から提起していただいております、屋内温水プールを新設して小中学校で共同利用するという企画につきましては、建設コストや維持管理面での課題、利用に当たっての移動時間や水泳学習カリキュラム編成上の課題など、多くの課題も考えられますので、そのメリット、デメリットについて検討し、方向性を探ってまいります。

以上で、8番、菰方英二議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 再質問に移ります前に、教育長の答弁にありました木佐木小学校の増改築工事につきましては、令和2年度末、平成というふうに答弁されたようですので、修正のほうをさせていただきたいと思います。教育長、よろしいですか。

それでは、1点目につきまして再質問ございますか。菰方英二議員。

菰方英二議員 進捗状況については、現時点で、現財政では改修工事は厳しいというふうに理解してよろしいのでしょうか。答弁は、はい、いいえだけで結構ですのでお願いします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 8番、菰方議員の再質問についてお答えいたします。

少し、加えてよろしいでしょうか。先ほど言いました1施設当たり1億7,000万、町内全部合わせますと6億8,000万と膨大な費用がかかりますが、子どもたちの水泳学習環境を整えるためには、基本的には各学校1つの施設が一番望ましいと思います。ただし、今後の町の財政状況を考えますと、そ

れがかなわぬ場合は、共同の設置あるいは民間施設の利用等も考えられますが、それぞれのメリット、デメリットがあります。

文部科学省の健康スポーツ課に問い合わせますと、計画的なプール施設の改修工事につきましては、補助金等もあるという情報も今いただいておりますので、この内容につきまして精査しまして、どのような内容の補助金なのか、大木町が該当していくのか、その補助金等で学校のプール改修がかなうのかどうか、そのあたりも検討して、今後の学校プールの改修については具体化していきたいと思います。

それともう一つ、学校現場の教職員の、授業を行う教職員の立場から、やっぱり水泳学習がやりやすいという、そういう環境を提供することが必要だろうと思いますので、そういった予算面と水泳学習の在り方について、両面から水泳プールの施設の改修を進めてまいりたいと考えております。

すみません。イエスかノーではありませんがお答えになります。

議長　それでは、その進捗についての最後の質問ございますか。菰方議員。

菰方英二議員　先ほど補助金等の話がありました。これは、ちょっと私がもう数年前に調べたことなんですが、広さではなく、体積で補助金が決まるといふふうな話を文科省のほうからちょっと聞いたことがあります。考えてみますと、物すごく広いのを造っても、今度は深く造らないと補助金がなかなか出ないというふうな考えになります。だから、そこら辺をもうちょっと考えていただいて、一つは、改修工事をやるならやるということで、計画を先に進めていただけないかなと。もうそれを出してもらって、その後、大規模改修工事が終わったら、それをもう始めますよというふうな結論はできないんでしょ

うか。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 8番、菰方英二議員の再質問について答弁いたします。

これにつきましては、町の財政部局とも検討しながら、教育委員会の希望等も十分申し上げたいと思いますが、町の財政等も勘案しながら、これについては進めさせていただきたいと思います。

町で1つ設置するというのも十分考えられますが、小学生の低学年から中学生まで共有施設を使うとなりますと、深さの問題とか、広さの問題等も十分勘案しなければいけませんので、そういった課題もありますので。

それから、温水プールということですが、水質につきましても、温泉水を使うのか、上水道を加温して使うのか、そういったことも今後検討していかなければなりませんので、優先順位を改修するということになるか、それとまずは今の施設をできるだけ長く維持していくということがまず第一条件でありまして、そのあとの段階、もうこれ以上使用が困難という場合に備えて、どの点で全面改修工事を行うのか、あるいは共有の施設を造っていくのか、あるいは民間に委ねるのか、そのあたりをまた検討させていただきたいと思います。

まだ、ちょっと明確なその後の方針は決まっておりませんが、できるだけ今の施設を長寿命化していくと、そして、その間に改修の方針を決めていくと、今はその段階にとどまっております。

以上です。

議長 2点目にいってよろしいですか。

それでは、2点目について。菰方英二議員。

菰方英二議員　先ほど教育長が1回目の答弁の中で、本町の全ての子どもが自分の安全や命を守るための泳ぐ力を身につけさせることが学校教育の使命であると、そういうふうにおっしゃいました。プールが老朽化のため使用不能になった場合、水泳授業が実施できなくなります。そういうことを考えて、教育環境整備が優先するのも分かります。ただ、考え方を変えますと、社会体育、学校体育が共同して使えるような、そういう環境でプールの建設も考えられやしないかと、そういうふうにちょっと考えるところではありますが、教育長、どうでしょうか。

議長　答弁を許します。北原教育長。

教育長　8番、菰方英二議員のご質問にお答えいたします。

プールの施設につきましては、私も少しずつ情報を集めているところですが、三瀨町にB&G財団が造ったプールがありますね。ここは温水プールではありません。屋根つきの、ろ過つきの、2面ありますよね。管理人が常駐しております。ただし、使用期間が6月から9月までになっていたんではないかなと思います。

こういった施設になりますと、建設費等がひよっとしたら、そういう財団からの補填があるかもしれませんし、町の負担も減るかもしれません。私もそういう情報をちょっと今集めて、こんな学校教育と社会教育が共用できるような施設も、今後方針として考えられるなというところで情報集めるところであります。

それから、ちょっと社会教育と外れますけれども、民間のスイミングスクール等も、町外にそれぞれ民間で6施設、こういう施設が2つの施設があります。三瀨とそれからみやま市含めてです。民間のスイミングスクールも問い合わせでも、一部を筑後市や大川市、柳川市では小学校が利用しているところもありますが、まだ全ての民間のスクールが小学生を受け入れるという方針までは示していないところもあるんです。ですから、民間のスイミングスクールに今後、委託すればいいじゃないかという考えももちろんありますけれども、まだ受入れ体制が整っていない、そういうこともありますので、やっぱり運営状況、経営方針等も勘案しながら進めていく必要があると思います。

いずれにしても、大きな予算を伴いますので、どのような設備をするのか、温水にするのか、それからB&Gのプールのような屋根つきの施設にするのか、共用施設とすれば、そのあたりも予算、あるいは維持費等を考えながら検討していきたいと思います。

以上です。

議長　それでは、本件について3回目の質問ございますか。菰方英二議員。

菰方英二議員　最後に、町長にお伺いします。

先ほどより私は町内1か所を提案しておりますが、先ほど教育長から言われました民間委託の件ですが、近隣自治体でもう既に、小学校1か所、中学校1か所、もう民間に委託されておるところもあります、実際に。これが加速すれば、近隣自治体が全部民間というふうになって、プールはもう建設しないという事で、そういうふうに拍車がかかれば、ちょっと大木町がはみ出るような形になってしまうと思います。そこで、もう早めに方針を決定していただけたら

いかなど、そういうふうに思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 菰方議員の再質問にお答えいたします。

プールの件につきましては、本当に申し訳ないですけれども、具体的な方向性を出せていないというような状況でございます。基本的にはプールの問題に関しては、社会教育も含めてというご提案もいただきましたけれども、学校教育のまずは延長線上でどうするかということを考えるということになるのかなというふうに思っております。

基本的には、いろいろ教育環境とか、そういうものを考えると、今のそれぞれの学校にあるプールをやっぴりきちっと補修して使い続けられるのであれば、それが一番いいのかなど。そういうことをベースに、学校教育における水泳授業、プールの在り方について検討していきながら、その中で、例えば幾つかの学校、小学校を1か所にするとか、そういうような形での統合案であるとか、おっしゃったように町内1か所のプールを造る統合案であるとか、もしくはその民間に委託できないかとか、そういうことを選択肢の中で、ただ方向性を出さないと、本当に議員おっしゃるように、何も前に進まないということになります。

課題としてはもちろん捉えているんですけども、先ほど教育長がご説明しましたとおりに、基本的に教育施設の改修等につきましては、本当に毎年毎年実施をしております、これから大木中学校の体育館であったりとか、大荒小学校の大規模改修を控えていると。まず、これは優先してやらなければいけないと。そのあと令和5年度以降だったですか、プール等についての改修を行う

というような計画でいるわけでありまして、そうは申しましても、そんなに時間があるわけではございませんので、担当課としてはもう既に情報収集をしていますし、何とか方向性を出せるような形での検討をもう始めないといけない、そういう時期ということで、今回、議員からご質問もいただきましたので、具体的な検討に早速入るように、私のほうからも指示をして、議会ともご相談しながら、今後の方向性を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 規定の質問回数は終わりましたけれどもよろしいでしょうか。

それでは、以上で、8番、菰方英二議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員 2番、野口裕子です。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問いたします。

健康長寿を進める本町の町民の健康への関心について。

昨年の6月定例会で質問いたしました健康診断の受診率について、昨年度の受診率と今後の対策についてお伺いいたします。

第4波、第5波と呼ばれる新型コロナウイルス感染症の拡大に、私たちは制約された暮らしが続いています。今、この新型コロナウイルスに対し、自然免疫力の大切さが取り上げられています。自然免疫力とは、睡眠時間の確保、運動、禁煙、肥満や低体重を避けることや、バランスのよい食事を取ることで、この作用による免疫力が感染の防御に有利に働くということです。改めて日頃からの健康への意識を持つことは大変重要なことということです。

①特定健診の受診率を少なくとも80%を目指すと答弁されましたが、具体

的にどのような施策を行い、健診率の結果はどうだったのか、お伺いいたします。

②感染症予防のためには、口の中を清潔にして健康な状態を保つことも、ウイルス感染リスクを減らすことにつながります。近隣の市町村と比べると、本町は、乳幼児、2歳児歯科検診や、成人の40歳、50歳、60歳、70歳の歯周疾患検査など、町独自の事業もありますが、歯科検診率、検診の結果、そして今後の対策をお伺いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。田中健康福祉課長。

健康福祉課長　2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

健康長寿を進める本町の町民の健康への関心についてのご質問ですが、初めに、①の特定健診受診率についてです。

平成30年度から保険者努力支援制度が本格実施されたことにより、他市町村と同様に、本町も特定健診受診率向上を目標の一つに事業を行っており、平成30年4月に策定したデータヘルス計画では、令和5年度時点での受診率を60%にする目標を掲げています。

ここで、保険者努力支援制度について簡単にご説明いたします。

国民健康保険の保険者による医療費適正化への取組など保険者機能の強化を促す観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、都道府県や市町村ごとに保険者としての取組状況や実績を点数化し、それに応じて国からの交付金を交付することで国保の財政基盤を強化する制度で、平成30年度から本格実施されています。保険者努力支援制度の主な指標として、特定健診受診率及び特定保健指導実施率や糖尿病等の重症化予防の取組、ジェネリック医薬品の使用促進、

保険税収納率の向上などがあり、その基準や配点等も毎年見直されています。つまり、保険者として予防や健康づくりを推進するため、頑張った市町村にはインセンティブとしてより多くの交付金が入る仕組みのことで。

本町での特定健診受診率向上の具体的な取組としては、外部委託によって特定健診受診勧奨を行い、業者による勧奨通知に併せて医療専門職による受診勧奨の訪問等を行うことで、受診率向上を図ってきました。しかし、未受診者の中には、既に医療機関で定期的に検査をしている方も多く、特定健診では治療に必要な項目が不足する状況も散見されました。そのため、平成30年度から開始された医療情報収集制度を積極的に活用し始めました。

医療情報収集制度とは、医療機関で検査をしたデータをかかりつけ医を通じて国保連合会に特定健診として登録する制度です。それによって、受診者が二重に検査をする必要がなく、医療機関にも事務手数料が振り込まれます。また、同じように、医療機関での検査データを役場窓口に持参することで、特定健診受診者として登録することも可能なため、医療情報収集制度と併せて令和2年度は積極的に勧奨しました。その結果、令和2年度は受診率48.3%と、前年度より5%以上向上させることができました。

資料1に、特定健診特定保健指導等実績報告を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

今後は、医療機関で受診したデータを受診者が自ら持ち込めるようにこの制度を普及させることと併せて、さらに受診率を向上させることができる効果的な取組を検討し、チャレンジしていきたいと考えています。また、健診受診で終わらせるのではなく、ハイリスク者に対しては保健指導を実施し生活習慣病を予防することで、健康を維持し自然免疫力獲得にも寄与していきたいと考えています。

次に、②の歯周疾患検診などの歯科検診についてです。

乳幼児歯科検診についてはこども未来課が所掌しておりますが、乳幼児の1歳6か月児、2歳児、3歳児と、子どもの発育に合わせた定期健診において、歯科検診を併せて実施しています。そのため、受診率については、1歳6か月児では94.44%、2歳児では89.2%、3歳児では83.44%と高い数値を維持することができています。また、受診できなかった方々に対しては、次回の健康診査を案内し、実施を促しています。

資料の2枚目の各種検診受診者情報をご覧ください。

成人の歯周疾患検診においては、これまで、県内平均と同程度の受診率5%程度でしたが、令和元年度から受診者への再勧奨通知を開始したことで、令和元年度は受診率15.1%、令和2年度はコロナ禍ながら14.4%と、比較的高い県内トップの受診率を維持することができています。しかし、受診者の約78%は何らかの治療が必要な状態であり、歯周疾患と診断された人は全体の40%近くに上りました。

口腔環境の維持は感染症だけでなく、高齢者におけるフレイル予防にもつながります。そのため、今後は受診後の治療状況の把握や、未治療者に対する受診勧奨も積極的に実施していく必要があると考えます。今年度の国民健康保険における医療費分析の中にも歯科に関する分析を含めているため、口腔機能の維持、増進に向けて、保健事業を展開する予定です。

最後に、令和2年度はコロナによる受診控え等があり、全国的にがん検診などの受診率が落ち込んでいる中、本町では特定健診受診率が上昇し、がん検診、歯周疾患検診でも微減、前年度比95.8%にとどまりました。引き続き、健診受診勧奨に努めてまいります。

また、野口議員が言われるように、自然免疫力を高めることは大切です。睡

眠の確保、適度な運動、禁煙、適正な体重の管理、正しい食生活が実現できるように、また町民一人一人がいつまでも健康で自分らしく生活できること、つまり健康寿命を高めるために、自分の健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守ることができるような取組を推進してまいります。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、健康長寿を進める本町の施策について再質問ございますか。
野口裕子議員。

野口裕子議員　①の健診受診率ですけれども、令和5年度での受診率60%をまず目標に進め、昨年度はかかりつけ医の協力で、医療情報制度などを利用して増えてきているということで理解してよろしいんですかね。

今後の受診率向上のための効果的な取組を検討中ということですが、その件でご提案いたします。

具体的な取組についてですけれども、現在行われている集団健診の日程が、受診しやすいよう日曜日も含み期間も農業の繁忙期を避けるよう組んであります。しかし、実施会場が健康福祉センターのみで、この実施会場を日頃から利用している校区コミュニティーセンターやJA、商工会で実施することができないだろうかと考えます。というのも、農業関係者からの声ですが、自分個人で予約すると、急に行けなくなると申し訳ないから予約するのに気が引ける、ついつい後回しになっている、それを部会などで日にちを決めたほうが事務局から前日にLINE通知してもらうことができるし、関係者同士、健診時だけではなく結果通知にしても、どげんやったねとお互いに健康に関心を持つ機会も増えてくるんじゃないですかという率直なご意見をいただきました。場所も

いつも行っているJAであれば、気負うことなく受けることができる。

同じことが校区コミュニティーセンターにも言えると思います。一個人ではなく校区という集団健診にすると、何時頃行くね、私が車に乗せていくよと、お互いコミュニケーションを取りながら意識し合うことで、健診がより身近なものになると期待いたします。そうすれば校区づくり協議会の協力も必要になり、健康推進委員会なども必要になってくるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

まずは、集団健診の実施会場を、住民目線でもっと身近な場所でできるよう提案いたします。

続けて……

議長 はい、結構ですよ。

野口裕子議員 続けて、②の歯科検診についての再質問をいたします。これはよろしいですか、そのまま続けて。

定期健診と併せて実施される乳幼児歯科検診への関心が高いことはよく分かりました。成人の検診についても受診者への再勧奨を行い、15%と県内トップということで大変驚きました。

歯周病は歯だけの問題ではなく、歯周病菌の炎症により動脈硬化が進み合併症になる可能性があると言われていています。本町は早い時期から歯科検診への取組も行い、自分の健康管理に自覚を持つよう意識を変えるよう進めてありますけれども、ここでまた一つ提案をさせていただきたいと思います。

長い目で住民の健康への意識を育てる施策として、成人検診年代に20歳を加えてはいかがかと思います。学生のときは、学校教育の一環で歯科検診があ

りますが、卒業すると自己責任となります。若いときから自分の健康に関心を持つ第一歩のきっかけに、歯科検診に行くという大木町独自の8020運動、80歳まで20歳のときの歯を維持しよう運動をしてみてもいいかと提案いたします。成人歯科検診に20歳の検診を加える提案をいたしますが、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。田中健康福祉課長。

健康福祉課長 2番、野口裕子議員の再質問にお答えします。

まず、今後の受診率向上のための取組についてです。

まずは、野口議員からの集団健診会場をコミセンや商工会、JAでのご提案ありがとうございます。

集団健診については、旧保健センター、現在の子育て交流センターができる前は、恐らく各小学校を会場に実施していたのではないかと考えています。秋の集団健診では町のマイクロバスによる送迎を1日設けていますので、その結果も踏まえ検証したいと考えます。また、受診勧奨を目的に、商工会やJAの部会等では担当者から受診勧奨のお話をさせていただいているところなのですが、健診場所を商工会やJAにということは、また今後、効果等を考えながら検討させていただきたいと思えます。

ところで、令和2年度は、医療情報収集制度の活用者は実際は17名でした。また、3枚目の資料にあります特定健診と人間ドックの同時受診という制度があつて、この制度は指定医療機関で人間ドックを受診すると、町負担分の特定健診費用分だけお得になるものですが、活用者は12人でした。

一方、医療機関での検査データを役場窓口を持参する申込み検診は、専門職

が対象者一人一人に直接電話や訪問による勧奨を行ったことにより、平成30年度7人、令和元年度39人、令和2年度152人と年々増加しています。直接的なアプローチの効果が高いことがうかがえますが、今後、このやり方で受診率向上を図ることになるとマンパワーが必要です。データヘルス計画に掲げる目標受診率60%、町長マニフェスト80%を達成するには、新たな戦略が必要だと考えています。

福岡県内で受診率の高い自治体を見ると、久山町では昭和36年より九州大学と町ぐるみで健康診断の実施、追跡調査、病理解剖による原因究明という研究事業を実施し、町を挙げての健診を柱とした健康づくり運動が展開されています。また、広川町では専門職の配置による健診勧奨、保健指導に力を入れ、全国的には高い受診率を維持しています。また、みやま市では自分の健康は自分で守るをモットーに、地域住民の生涯を通じた健康づくりに対する意識の向上と健康保持増進を図るため、地域における実践活動の中核として保健推進員を配置しています。今後、大木町にはどのような仕組みが効果があるのか、最少の予算で最大の効果を挙げる戦略を検討してまいります。

住民一人一人が自分の健康に関心を持ち、勧奨されなくても毎年健診を受け、数値に異常がないか確認したり、経年比較し異常があれば精密検査を受診し、早期発見、早期治療に努めることで、健康寿命の延伸、医療費適正化が図られるものと思います。特に、若年層への健康意識向上のためのアプローチが大切だと考えています。今後も、いろいろご助言をお願いしたいと思います。

そして、②の大木町8020運動として、歯周疾患に20歳を加えることについて貴重なご提言ありがとうございます。

歯周疾患検診は8020運動を目的に実施しています。もともとの8020運動とは、80歳になっても20本以上の自分の歯を保とうという運動です。

20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われており、生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるために、この運動が始まりました。歯周疾患は生活習慣病など全身の病気とも関係することが分かっていますし、予防のためにはセルフケアと併せて歯科医院の専門的ケアも大切です。歯科医師会のご協力をいただき、定期的な歯石除去、歯磨き指導のため、かかりつけ医を持つことを啓発していきたいと考えます。

ここで、資料の2枚目をお願いします。

実は、わかかもん健診というのは、40歳になる前から自分の健康に関心を持ち、特定健診受診の習慣づけを目的に、平成30年度までは若年者健診として30歳から39歳を対象に、令和元年度からわかかもん検診と名称を改め、20歳から39歳を対象に対象者を拡大していますが、対象者を拡大するだけでは受診者が増えるわけではないことが言えます。二十歳からの歯周疾患検診についてはもう少し調査をさせていただき、効果的な手法など大川三瀨医師会とも十分協議を行い検討させていただきます。今後ともご助言をいただければと存じます。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、健康長寿を進める本町の施策について3回目の質問ございますか。野口裕子議員。

野口裕子議員　先ほど提案いたしました大木町8020運動についてですが、ただ検診の無料カードを郵送するのではなく、できれば二十歳のつどいで呼びかけていただき、お祝いギフトの一つにさせていただき、社会人として自分の健康管理に関心を持つ第一歩を自覚する日にしていただけたらいいなど

思います。案外、若者は横のつながりで、SNSなどで発信し、健康への関心を高める効果につながるのではないかと期待いたします。

冒頭に申し上げましたように、自然免疫力を高めるには、日頃からの生活であり健康管理です。それには、健康福祉課職員、保健師さんたちの専門的な役割は大変大きいものです。

先ほどの答弁で伺いましたように、これまで住民の健康を願い、いろいろな施策を進めていただけてきたことはよく分かりました。どのような施策を進めるにも、人の力、思いにより、変わっていくと思います。大木町住民の健康増進は、私たちが担うという強い意志を持って進めていただきたい。住民を巻き込む中心となっていただきたい。もちろん私もしっかりサポートいたします。

最後になりましたが、この質問で、健診や保健指導には医師会との連携が重要であること、また、コロナ感染対策のワクチン接種にしても、スムーズに進んでいることに大変感謝いたします。この質問はこれで終わります。

議長　それでは、2点目の協働のまちづくりへの推進について質問をお願いします。

野口裕子議員　協働のまちづくりを進める上で大切にすべきものは何か。

2020年の3月の定例会で、主権者教育の取組について質問いたしましたところ、教育長よりご紹介いただきました、大木中学校3年生から町の未来について町長に提言について、町長は少なくとも1つは実現したい、できれば全部実現していきたいとおっしゃっていましたが、現在どのように進んでいるのか、お伺いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

協働のまちづくりを進める上で大切にすべきものは何かということでございますが、質問の要旨となります、2019年に大木中学校3年生が取り組んだ総合的な学習の時間の内容についてご説明いたします。

この学習では、今までに取り組んできた環境学習のテーマをさらに生徒一人一人が具体的、主体的に考えるため、3年生145人が4人から5人ずつの36グループに分かれ、町の景観や農業、子育て、ごみの資源化など、9つのテーマで町の課題を調査し「かべ新聞」にまとめました。そして、グループ相互に発表し合う活動を経て、その中から3つの施策が選ばれ、町長への提言となりました。

3つの提案内容につきましては、提案1「映え&栄える町づくり」。大木町の映える（見栄えがする）スポットを外部にアピールする、街灯や駅舎や特産品のデザインを採用する、何も手をかけなくてもすてきな景色（夕日が反射する堀など）をもっとPRするなど、ユニークな提案がなされました。

この提案の取組状況は、7月1日から大木町かんけい案内所公式Instagramを開設し、大木町の風景などを投稿中でございます。また、今年度導入しましたEVに農産物をイメージしたラッピングを行う計画です。

提案2「観光客であふれるまちをつくろう」。町内の見どころを回れるサイクリングコースを整備して、観光客が集まるように発信するという提案がなされました。

この提案の取組状況は、観光で大木町を訪れる交流人口と、大木町に移住してくる定住人口の中間の人口として、何回も訪れ大木町と関係を深める関係人

口を増やしていく目的で、「観光と交流カフェ 大木町かんけい案内所」を西鉄八丁牟田駅前の空き家を借用して10月1日に開設します。神社巡りや川まつり巡りなど、既に複数のモデルコースを作成しており、6月から行っているEVのモニターツアーで提供しています。一般の方への提供は、かんけい案内所でEVやレンタサイクルを利用される方に提供していく予定です。

提案3「KING OF RECYCLE」。ごみリサイクル率全国1位となるためのリサイクルアプリ「くるるんペイ」をつくり、リサイクルするごとにポイントをため、町内の買物に使えるようにするという提案です。

この提案の取組状況は、町民皆さんのリサイクルに対する意識のさらなる高揚を図るため、2月1日に本格稼働した大木町公式LINE上にごみ分別検索機能を追加しました。町民の皆さんからは使いやすいと大変好評をいただいております。今後、提案にあるポイントの付与については、わっカードを活用した取組の中で検討していくことにしております。

大木中学校3年生のこの学習は、2020年度は残念ながら新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できませんでしたが、本年度は感染対策を講じながら、大木町の環境や持続可能な取組（SDGs）という新たな視点を加え、「現在、大木町が取り組んでいること、今後の課題を知り、未来の大木町について考え、発信することができるようにすること」をテーマに取りまとめ、9月28日のポスターセッションで町長に提言する案を3つに絞り、10月5日に町長へ提言を行うことにしています。

最後に、協働のまちづくりを進める上で大切にすべきものは何かというタイトルが示されておりますが、協働のまちづくりを進めるには、まず、まちづくりに関心を持ってもらうことが大切で、その意味でも、町長への提言は、明日の大木町を考える貴重な経験になっていると感じています。まちづくりに関心

を持つ若者が増えることが協働のまちづくりを支え、町の発展につながると思っていますので、これからもこの取組は大切に育てていきたいと考えています。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、協働のまちづくりを進める上で大切にすべきものは何かということについての再質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　課長、答弁ありがとうございました。

やっぱりそうだったんだな、多分そうではないかと思ってはいました。多分、映えスポットやサイクリングコースや八丁牟田環境拠点のかんけい案内所につながっているんじゃないかなと、ごみリサイクルアプリも公式ラインのごみ分別検索かなと、多分そうだろうなとは思っていました。しかし、私の知る限りではありますが、まちづくり課の説明時にも広報紙にも新聞記事にも、「中学生の提言による」や「中学生の提言を参考に」という文言をしなかったので、確認の意味で質問したところであります。

かんけい案内所ですが、EV車の広告効果もあり住民の関心も高くなってきていますが、住民の理解は薄く、何が走りよつとね、何ばせらすとね、誰が乗るとねと、不安な声ばかり聞こえています。これは、大木中学校3年生からの提案で、自然豊かで何にも遮られない町自慢の美しい夕日をもっと多くの人に知ってもらおうとか、町の見どころを網羅したサイクリングコースをつくるとか、総合学習の一環でまちづくりへの提案があり、町長も約束したことであるとか関連を示せば、町民の理解も協力も早かったと思います。

ごみリサイクル日本一を目指しての分別アプリにしてもです。使うたびに便利という気持ちと、我が町の中学生が考えてくれたという誇らしくもあり満足

度も上がるものです。その機会を逃していることに大変残念な思いです。

住民もですが、提案した本人たちは、当時の中学生、今は高校2年生となっていると思いますが、その子たちは自分たちの企画が通り、このような形で進んでいることをどれだけ気づいているのでしょうか。しっかり伝わる手だては取ってあったのでしょうか。その点について、お答えをお願いいたします。教育長、お願いいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 2番、野口裕子議員の再質問にお答えいたします。

一昨年の大木中学3年生の総合的な学習、これにつきましては、私も取材の段階からポスターセッション、それから3グループの提案を決めるまでの9グループでの審議会、そして体育館での境町長への提言、それぞれ参観させていただきまして、本当に中学生らしい新鮮な感覚で町の課題を捉えて提案したということは本当に驚きました。この町の学習を机上の学習に終結しない、学んだことを実際の長である町長のほうに提言するという非常にダイナミックな学習を展開したことに対して、私は驚きとともに本当に感動いたしました。そしてまた、当日、境町長がやっぱりこの中学3年生の提案をできるだけ具体化していきたいと明確に述べられたときの生徒たちの真剣なまなざしを、本当に私は記憶に残っているところでございます。

今、野口裕子議員ご指摘のように、この学習の成果、価値を、やっぱり子どもたちに十分伝えていたのかどうか、このたび私も反省するところがあります。やっぱり学んで提案したことが、町の政策として、施策として生かされていく、そのことを子どもたちに学習の成果として、そのすばらしさとして伝えていく

こと、このあたりはやっぱり押さえが足りなかったと思います。また同時に、この提案を具体化するためには、すんなりとはできなかったと思います。町の各課としてもそれぞれの課題を乗り越えながら、この政策の提案を、政策という具体化をされた、そういった町当局の問題解決の姿勢とか、こういったことも子どもたちには学ばせる必要があると思います。

私も、今の高校2年生の皆さんには、そのあたりの押さえについては十分確認が取れておりません。現在、今の3年生がまた新たに先輩たちの学びの足跡を追って、今年度は持続可能という視点を持って学習を進めておりますので、先輩たちの学習の成果がこんなふうに町の政策に反映されたよということを伝えながら、皆さんの学習がまちづくりに生かされると、そういう方向、展望を持って、意欲的に学習に取り組んでもらいたいと、応援していきたいと思えます。

現在も、役場各課で全面的に応援して、子どもたちに学習させておりますので、この学習の成果がどのようにまちづくりに生かせるかという視点を今後逃さないように、これも伝えていきたいと、価値づけていきたいと思えます。ご指摘ありがとうございました。

議長　それでは、協働のまちづくりを進める上で大切にすべきものは何かということについて3回目の質問ございますか。野口裕子議員。

野口裕子議員　意見になりますけれども、先ほど教育長がおっしゃったように、この企画を通していくということは大変なところもあったと思えます。町長も答弁のときに、できれば中学生に企画の段階から関わっていただきたいということもありました。その大変なところまで加わっていただけるような、ま

ちづくりへの思いがしぼまないように、ぜひ育てるようにしていただきたいと思いを思います。

以上で、この質問も終わります。

議長　それでは、3点目の大莞小学校周辺の土地利用計画についての質問に移ってください。

野口裕子議員　大莞小学校周辺の土地利用計画について。

県道水田大川線の歩道整備事業についてお伺いいたします。

大莞小学校正門前の県道水田大川線は、筑後市においては幅員工事も進み、安全な通学路が整備されています。本町も、今年度より、三八松信号から測量事業が始まったようです。児童の安全を願い、PTAや区長会から要望が上がっていましたが、やっと着工に向けた測量が始まりました。また、この道路沿いには松本医院、郵便局、喫茶店があり、校区民の暮らしを支える道でもあります。県の事業とはいえ、校区住民に大きく関わる歩道整備事業ですので、事業計画はどのようなになっているのか、お聞きいたします。

議長　答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　2番、野口裕子議員の一般質問にお答えします。

大莞小学校周辺の土地利用計画についてということでございますが、県道水田大川線は、住宅地が連続し、交通量が多く、大莞小学校の通学路でもあるため、未整備区間約1キロメートルの歩道整備の事業化は、地域の強い要望でございました。本町といたしましても、以前から福岡県に対し要望活動を行って

まいりましたが、主要地方道久留米柳川線の道路改良及び交差点改良事業に多額な予算を投じていることから、並行してほかの路線の事業化を進めることは難しい状況が続いておりました。

令和2年5月に、大莞校区区長会長、大莞小学校PTA会長及び大莞保育園園長等から、三八松交差点の歩道設置に関する要望書が町長に対し提出され、本町といたしましても重要な課題であると認識しておりましたので、令和2年11月に、福岡県南筑後県土整備事務所長に対し、要望者である町長をはじめ、地元選出の秋田県議、町議会から中島和正議長、当時の中島宗昭副議長、大莞校区区長会から役員の皆様にご出席いただき、要望活動を実施いたしました。皆様の歩道設置に向けた切実なる要望活動のかいあって、令和3年度、新規事業化が決定し、現在、一部の区間ではありますが、現況測量が行われているところです。

事業計画はどのようになっているのかにつきましては、福岡県に確認したところ、まず第1期事業として、三八松交差点から大莞小学校の入り口付近までの延長約200メートルを令和3年度からおおむね5年で整備する事業計画となっております。基本的な事業の流れといたしましては、次のとおりです。

- 1、現況測量。地形、建築物及び土地利用の状況等の把握。
- 2、詳細設計。道路構造を決定し、図面等の作成。
- 3、地元説明会。歩道整備の詳細な説明、用地測量と補償調査に進むための了解。
- 4、用地測量。用地の確定、道路の幅くい及び境界の立会い。
- 5、補償調査。建築物、工作物及び流木等の調査。
- 6、用地補償契約。土地や補償物件の所有者との協議。
- 7、工事発注。用地契約及び登記完了後、工事を発注。

8、工事完成。工事完成後、供用開始。

以上のようなことをごぞいます。

現在、行われております1の現況測量に続き、4の用地測量までを今年度予定しており、次年度以降、随時、5の補償調査から着手することになります。

本事業の全線完成には、長期間を要すると推測されますが、完成すれば前後の既設の歩道とつながり、児童や歩行者等の安全・安心な歩行空間が確保され、沿線が今まで以上に、大莞校区の自然と調和した住宅ゾーンとしての形成を図ることができるようになると考えております。本町といたしましても、事業の推進に当たり全面的な協力体制を確立してまいりますので、議員各位におかれましても、事業の推進にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、大莞小学校周辺の土地利用計画について再質問ございますか。野口裕子議員。

野口裕子議員　今年度は三八松交差点から小学校入り口までの約200メートルの区間を用地測量まで行い、令和4年度から建物等の補償調査、契約と進んでいく計画ということですが、確保される歩道の幅や、いつまでというような期限などがもう少し具体的に分かってはいないのでしょうか。ご質問いたします。

議長　答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　野口議員の再質問にお答えします。

まず、この事業が県事業であるということと、詳細設計や地元説明会の前であるということで、答弁しにくい部分もあるということをご了承ください。

まず、昨年の12月に交通量調査を実施しておりまして、計画交通量を決定した上で、本事業につきましては、中心線が設置できるよう3メートルの車道2車線を確保し、幅2.5メートルの片側歩道を設置する計画で進めていただいております。これは、本町からの要望も含めた答弁ということでご理解ください。

ただ、やはり先ほどもお話しさせていただきましたように、現況測量に続きまして、これから詳細設計に進む予定となっております。道路構造令の基準等を守りながら、警察協議もこれから控えております。あくまでも確定事項ではないということもございますけれども、これから町としましても、例えば片側の歩道というのをどちら側につけるのか、自転車通行の問題などもございます。地域の声を県にはしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

以上で、再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、本件について3回目の質問ございますか。野口裕子議員。

野口裕子議員　大変言いにくい答弁ありがとうございます。助かります。

ところで、この路線は、町が大莞小学校周辺を持続可能な土地利用として、居住機能誘導地区として位置づけてあるように、大莞校区区民の関心の大変高いところです。歩道整備で立ち退かざるを得なくなった場合や、そういう場合は定住人口を維持するためにも代替地の確保とかはしっかり進めていただかなければいけないと思います。また、空き地や空き家の有効利用も進めて、今はささえ隊が行っている移動支援とかも、今後、最寄りの集合場所の確保や移動

手段のためのシニアカーなどが利用しやすいように整備していくことも考えておく必要があると思います。関係者の理解や協力を得るためにも早い情報提供を行い、住民に、私たちの校区はこういう未来ある町にしたいという関心を持ってもらうためにも、30年後を見据えたまちづくりに参画できる取組——住民がです——できる取組が必要と考えます。

町長にお伺いいたします。大莞小学校周辺の土地利用については、どのように考えてあるのか、お願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 野口議員のご質問にお答えいたします。

大莞校区、やっぱり人口が少し減っているというような期間であったり、やっぱりそれぞれの地域の戸数が減っているとか、そういうような課題があるというような中で、やっぱり本当に地域の人たちが住みやすい地域をつくっていくという、そういうことを自ら考えていただくということは非常に重要なことではないかなと。

ちょうど今回、水田大川線、三八松から大和城島線までの間が歩道もなく非常に危険な区間ということで、地元からも歩道設置の要望が強かったわけですが、今回、事業化していただくということになりました。この歩道設置に関しては、恐らくかなり時間がかかるとは思いますけれども、やっぱりその中で、今回、校区コミュニティーにおいて、やっぱり大莞地区の地域づくりについて校区づくり計画の中でしっかり考えていただくということもございしますので、そういうことも含めて、そういう中で、今回の歩道整備計画も踏まえたところで、そういうところを地元のほうからいろいろ案を出していただいて、

それをもって町の校区づくりにおけるまちづくり計画とリンクしていけるようにできればいいなというふうに考えているところであります。

議員ご指摘のように、立ち退きであったりとか、空き家利用であったりとか、そういうことも、そういう中で、やっぱりしっかり地域活性化に向けてどうしていったらいいのか。立ち退きに関しては、もうもちろんできるだけ代替用地を準備するということは私どもにとって基本でありますので、さらにしっかり地元に残っていただいて、地域を活性化していただくということで、校区皆さんで考えていただくということが必要じゃないかなというふうに考えております。

この道路整備計画が本当に一つのきっかけになって、30年後の大莞地区はこうなっているねということをおみんなで考えて、何か未来の大莞校区の夢を皆さんで共有していただければ、そのこと自体が非常に素晴らしいことになってくるんじゃないかというふうに考えております。

以上であります。

議長 規定の回数は終わりましたが、何か一言ございますか。

野口裕子議員 町長が素晴らしいご答弁でした。

議長 それでは、以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は、ちょっと早いですが、2時20分とさせていただきます。

休憩 14時11分

再開 14時20分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、5番、古賀靖子議員の一般質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 5番、古賀靖子でございます。議長の許可を得ましたので一般質問いたします。

今回は、本年4月1日より実施された機構改革についての質問です。

このテーマは、3月の議会でも取り上げておりますし、また6月の議会では北島議員が町民サービスの向上についてという事項で一般質問されています。

さらに、今年の夏、議会の主導による職員を対象として機構改革に対するアンケート調査も行われました。このアンケートでは、休職者3名を除く正職員95名のうち77名の職員から回答があり、18名の職員からは回答なしとなっており、81.1%の回答率です。評価点は、設問全体を通して10点満点のうち平均4.6と低い値となっております。アンケートの結果を見ますと、このアンケートは既に全職員の方が見られていると思います。この機構改革を実施するに当たり、重要な位置づけにある職員への周知徹底や意識改革は十分にできておらず、職員の中に戸惑いや不安もあることが読み取れます。このような現状に対して、行政組織機構改革は本当に町民サービスの向上になるのだろうか危惧しており、昨年12月定例会の採決時に賛成した議員の一人として責任を感じております。

そこで、このアンケートの結果から見えた機構改革の現状と課題について3

点お尋ねいたします。

まず、1点目、町長の施策や方針が職員一人一人に伝わっておらず、また理解されていない。早急に職員との対話が必要ではないか。

では、1点目お願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

昨年12月定例会においてご承認いただきまして、4月1日に実施いたしました行政組織機構改革につきましては、古賀議員をはじめ議員各位に大変なご心配をおかけいたしております。

また、今回、議会が実施されました機構改革に関する職員向けのアンケートにおいて、職員から多くの意見が出され、全体評価も低い結果ということで、大きな衝撃を受けているところでございます。

改めて、職員の皆様のご意見を伺いながらしっかり検証し、改善すべき点があれば、速やかに改善してまいりたいと思っております。

これまでご説明してきましたとおり、今回の機構改革は、自治総合計画——第6次総合計画でございますが——自治総合計画の目標である「住み続けたいと思える 持続可能な循環のまち おおき」を具現化するために、行政組織の生産性の向上を目指す行政経営改革の一環として取り組ませていただいたものでありまして、あわせて、現在、地域の自治会の設立、校区組織の設立をお願いしておりますが、地域自治の確立と併せて車の両輪として、これから急激に社会環境が変わっていく、変化をしていく厳しい時代に突入するわけですけれども、そういうものに対応できるまちづくりを目指していこうとするものでご

ざいます。

今回の機構改革では、係の事務分掌を廃止をいたしまして、グループ・チーム制を導入し、事務の効率化や新たな課題などに柔軟に対応できる組織機構を目指したこと、また、課を部門ごとに統合し、縦割り行政の解消と住民サービスの向上を目指したものでございます。

これまでの組織機構を大幅に見直しており、職場環境の変化に伴い、職員が違和感や不安を感じ、あわせて、理解を十分得られていない面があることは認識をいたしております。また、機構改革によりすぐに効果が現れるもの、また効果が現れるまで時間を要するものがございます。本当に試行錯誤の繰り返しの中で最善の組織機構を構築し、効果を確かなものにしていくことが必要だと思っております。

縦割り行政の解消、町民サービスの向上、事務の効率化・生産性の向上、マネジメント体制の強化、職員の意識改革など、これらの様々な課題の改善につながるよう、随時、修正を加えることが必要だというふうに思っております。そのために改めて検証し、改善に向けた検討を進めてまいります。

まず、1点目、町長の施策・方針が、職員一人一人に伝わっていないし理解されていない。早急に職員との対話が必要ではないかのご指摘についてお答えいたします。

機構改革につきましては、昨年4月の人事異動内示の際に、考え方の一端を職員の皆さんに表明をいたしまして、その後、各課におけるヒアリング、グループ設置に関する調整会議などを通じて協議を進め、11月には組合との協議、12月には職員の階層別説明会、1月には部門毎のグループ・チーム制協議及び課ごとの新体制に関する協議などを経まして、4月から実施を致しました。

しかし、今回のアンケートの結果では、「職員の意見を聞いていない」とか

「説明が不十分だった」等の意見が多く出されております。議員ご指摘のとおり、職員との意見交換や考え方を伝える機会が少なく、職員の理解を得る努力が不十分だったと感じております。今回のアンケートをきっかけにさせていただき、職員としっかり向き合うことの重要性を痛感しております。

これから、職員との対話の機会をつくり、モチベーションを高め、意識向上につながるように対話を行っていき、機構改革の当初の目標達成につなげたいと考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の職員との対話が必要ではないかについての再質問でございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　町長、ご答弁ありがとうございます。

職員との対話を行い広く理解を得て実行することにより、よりよい一層の町民サービスにつながっていくと思います。また、こうした職員との対話や議論は、一時的なものではなく継続することが重要であると考えます。

しかし、今回の機構改革では、この機構改革の成功を担う職員から見て、改革の前提となる従来の体制の下での組織や個人が抱える課題の洗い出しや検討が十分されていなく、さらに説明不足や準備不足と言える状況が重なり、不安や不満が募る結果になったと考えられます。

そこで、機構改革の実施を決断するに至った背景として、町長は縦割り行政の弊害などを指摘されておりますが、具体的に本町の現状と未来に照らし合わせて、旧体制のどこにどのような問題があるかと認識されたのか、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えいたします。

私も町長、副町長をさせていただく前は、職員経験、約35年ぐらい経験をさせていただきました。その中で、やっぱり今の役場の体制の問題点、課題というか、そういうものを強く感じておったところでもあります。あわせて、昨今の少子高齢化、人口減少、災害、いろんな新しい課題が次から次に出てくる中で、やっぱり今、役場の体制、機構については見直す必要があるということを経験的に判断をさせていただきました。

具体的には、旧体制の中で、本来はどこの課とどこの課が連携して取り組むべき課題であるとか、また新しい課題とかもあるかと思えますけれども、そういうものに関してやっぱりどうしても課の都合でなかなか連携できにくい、そういうところが一つは散見されたというところがありました。それと、地域との関係においても、それぞれの課の縦割りの中でいろんなお願いをしてまいりますので、その中で本当に、何々区からこれしてくれ、何をつくってくれ、どういう組織をつくってくれとか、そういうのをそれぞれの課が依頼されますので、本当にそれぞれの地域において非常に負担感が大きくなっていただけないだろうか。やっぱりそういう面では、非常に地域との関係においても、根本的に見直して負担を軽減させていく必要ということも感じておりました。

そういうような状況の中で、役場というのは本来は縦割りなんです。もういっぱい業務を抱えていますから縦割りなんですけれども、でもやっぱりその中で、縦割りによる弊害があるとすれば、それはできるだけ早く解消していかなければならないというふうに考えておりましたので、関連する課についてはや

っぱり統合して、できるだけ共通の課題とか新しい課題に取り組みやすい柔軟な体制にすると、これは避けて通れないだろうというふうに感じていたところでもあります。

それともう一つ、今回の機構改革の大きな改革の一つは、係制を廃止したことでもあります。これまで役場で何々課何々係、係長さんがおられて仕事をされてきました。係というのは、役場の規則の中で、この係はこういう仕事をなささいということが決められています。やっぱりその係長さんは、その決められた仕事に専念をする。それは本当にそれですばらしいことなんですけれども、ただそのことによって、やっぱり従来からの繰り返しに終止をしてしまうという、そういうふうにつながっていたんじゃないかなと。やっぱりこれから本当に厳しい社会を迎えるに当たって、今までの繰り返し、ルーチンワークじゃなくて、本当に必要な仕事、町民サービスにつながる仕事を効果、効率的に実施をしていくというような体制にしなければならないというふうに思っておりましたので、係制の廃止をして、いろんな課題ごとに、状況に応じて柔軟にチームをつくっていただく、もしくはグループをつくっていただいて、課題ごとにと取り組んでいただくというような形にする必要があるのではないかというふうに考えたところでもあります。

それと、やっぱり役場の中の職員の役職というか、課長、課長補佐とか従来ありまして、主幹とかありまして、基本的にはやっぱり年功序列を脱し切れなない。年功序列がもちろん全て悪いというわけではないんですけれども、若い人たちが本当に活躍すべきときに責任を持った仕事ができないんじゃないかというふうに、私としては強く感じていたわけでありまして、本当にやっぱり生産性の高い組織にしていくためには、若い職員がもっと自由にチャレンジできるような、そういうような組織にしていかないと活性化できないというふうに

感じたところであります。

この考え方につきましては、今年から実施しております自治総合計画におきまして、先ほどお話ししましたように、地域の自治、自立、自分たちの地域は自分たちでよくするんだということをしっかりと強化していただくのと同時に、役場としてもしっかりと効率的に住民サービスを提供していただけるような体制をつくる、その2つのことを一緒にすることで、これからの本当に厳しい時代を乗り切れる、そういうようなまちづくりを住民協働という新しい関係づくりの中で確立できるのではないかというふうに思ったところであります。

ただ、いずれにしましても、かなり大きな環境の変化になりますので、職員の皆さんは大変不安を持ってあるんだろうと。それに対して十分な説明ができていなかったということは大変申し訳なく思っておりますし、私自身がしっかりと職員の皆さんとコミュニケーションを取りながら、モチベーションを高めていただく意識改革をしていただくように促していかなければいけないと改めて痛感をしたところであります。

以上でございます。

議長　では、職員との対話について3回目の質問ございますか。

古賀靖子議員　次の質問と併せてしますのでないです。

議長　では、次の②についてよろしいですか。

それでは、②についてお願いをいたします。

古賀靖子議員　では、次の質問をさせていただきます。

今回の機構改革が成功するには、管理職、中間管理職のマネジメント力が問われています。マネジメント力を向上させるための方策は取っていらっしゃるのでしょうか。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員の一般質問にお答えいたします。

2番目、今回の機構改革が成功するためには、管理職、中間管理職のマネジメント力が問われている。マネジメントを向上させるための方策は取っているのかについてお答えいたします。

議員ご指摘のように、機構改革が軌道に乗り、成果が見えるようになるためには、課や部門ごとにビジョンや理念、課題などを共有し、職員間の業務の適正化、グループ内の協力体制を築き、課題解決型、成果志向型の行政運営にシフトさせる。そのためには、それぞれの課の組織マネジメントが非常に重要不可欠になります。

今回の機構改革におきましては、これまでとほとんど変わらない部門もございますし、まちづくり課のように大きく変わった部門もございます。後者の場合はマネジメント体制の構築に向けて本当に課題が多いと感じています。課長、副課長、主幹が、まずはしっかりビジョンや課題を共有して組織マネジメントを確立していただく。そして、首長の政策判断とリンクできるようにすることが必要でございます。これまで私としては、各課の取組を尊重しつつ、必要に応じて政策判断を行ってきたところでございますが、課長さん方との課題共有、サポートがまだまだ不十分だったと感じております。

議員ご指摘のように、管理職等のマネジメント力を計画的に高めていく必要がございます。マネジメント力というのは、人を育てるコーチング、目標設定、進捗管理、リーダーシップ、専門知識などが求められると言われておりますが、まずは、現在実施している市町村職員研修所における研修メニューをさらに活用し、管理職向けの階層研修やマネジメント力に関わる実務研修を充実させること、管理職などの能力に応じて個人ごとの研修プログラムによる計画的な研修を受けさせることが必要だと考えております。

また、自治総合計画において、行政経営のトータルシステムによる行政評価の試行をもう既に始めております。活動事業計画の棚卸しや評価、個人目標及び組織目標の進捗管理、これらの徹底を通じてマネジメント力の向上を目指していくということになるかと思えます。あわせて、地域懇談会、コロナで今はできませんけれども、しっかり地域に出向いて町民の皆さんと意見交換の場を多く持つことで、住民目線に立った政策形成能力の向上に努めるということも必要だと考えております。

なお、管理職以外の職員についても、個人の能力に応じた研修計画をしっかりと充実をさせて、若いときからの人材育成に努めてまいりたいと思えます。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、マネジメント力向上のための方策について再質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　町長、ご答弁ありがとうございます。管理職の方から若い方まで随時研修を行っていくということで、本当にこれをよろしく願います。

この最初の質問は、職員個人のマネジメント力や資質向上につながる方策について答弁していただいたと思っております。次の質問は、組織としてのマネジメントの在り方についてお尋ねいたします。

アンケート調査によると、従来の係制の廃止とグループ・チーム制の導入という制度の変更と役職の増加により、現状としては、意思決定の在り方や業務遂行の在り方がそれぞれ伴う責任の所在が煩雑化、また曖昧化しており、現場では困難が生じているという意見もあります。このことを踏まえて、改めて課のマネジメントの体制として、課長、副課長、主幹、またグループリーダーとチームリーダーについて、それぞれの役割と、また権限をどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えいたします。

今回、職務体制としては、課長、副課長、主幹という形で、これらの方々に、課もしくは部門のマネジメントを協力して行っていただくというようなことを想定をいたしております。それらの役職の方が中心になって課のマネジメントをやっていくと、課を牽引していただくということになるかと思えます。

その中で、課長、副課長はいわゆる管理職であります。課長、副課長については、管理職として議会对応もお願いするということになります。主幹に関しては、管理職には当たらないということになります。ただ、主幹も含めて課のマネジメント体制——主幹というのは、いわゆる次の管理職候補ということになりますので、主幹も合わせたところで課内のマネジメント体制をしっかりと構築をしていただくと。すなわち、課長、副課長、主幹がしっかりとそれぞれの課

の課題や目標などを共有して、その中でグループ・チームの中の業務の在り方、進捗状況、そういうものをしっかり把握をしてリードをしていただくということになるかと思えます。

あと、課の中にグループとチームが存在するようになります。課長とか副課長とか主幹というのは、いわゆる職務の名前です。役職なんです、一つの。あくまで役職であります。グループ・チームというのは、その業務のくくりであります。課の中で大きな業務のくくりがグループで、そのグループの中のもう少し小さな業務のくくり——だから、大きな課題ごとにくくったのがグループであって、それをもう少し細分化したのがチームということになります。

そのグループ・チームに対するリーダーを置くわけですがけれども、グループリーダーに関しては、主に副課長であったりとか、主幹であったりとか、そういう人たちが担当していただくということを想定しておりますし、チームリーダーに関しては、それまでの係長であったりとか、主査であったりとか、中には主任主事の方もいらっしゃるかと思えますけれども、そういう若い人たちも含めたところでのリーダーを担当していただくというような形になっています。

マネジャー、いわゆる課長、副課長、主幹、そのチームの課のマネジメントをする人たち——マネジメントというのは、課の成果、課全体としての成果を目指すべき人たちであります。チームの成果をいかに達成するかということがマネジャーのミッションであります。あと、職員の方たちはいわゆるプレーヤー、実際に仕事をする方たちです。プレーヤーの人たちというのは、自分の業務に対して成果を出すというような立場の方たちであります。ただそれが、この人はプレーヤー、この人はマネジャーとして、くっきりと割り振りできるかというとは実はそうではなくて、例えばグループリーダーが主幹になる場合は、一部マネジャーとしての役割もあるけれども、プレーヤーとしての役割もある

と。チームリーダーになってくると、主にプレーヤーとして、自分の業務をしっかり成果を出していただくという、そういう立場になってくるというふうに想定をしています。そういう、いわゆるマネジメント体制と、それぞれの業務のくくりというのは別物だということで、今回の体制については考えているということでございます。

そのことについて、やっぱりマネジメントと、例えば成果の出し方、役割、そこら辺がちょっと曖昧になっているのがあるのかなというふうに思っていますので、そこら辺についてはしっかりと整理をしていかなければいけないかなというふうに思っているところです。

以上です。

議長 暫時休憩します。

休憩	時	分
再開	時	分

議長 再開いたします。

それでは、2点目については先に進むということで理解してよろしいですか。

古賀靖子議員 再々質問をします。

議長 3回目の質問ですか。

古賀靖子議員 はい。

議長 では、マネジメント力向上のための方策についての3回目の質問ということでお願いをいたします。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 町長、ご答弁ありがとうございます。

私には複雑過ぎまして、理解能力があまりなかったのかなと思うんですが、多分ここにいらっしゃる職員の方々は、理解されて納得されて進まれるのではないかなと、私のほうはそう思って進めさせていただきます。多分、私が思うよりは、職員の方がなるほどなと思っていただければ、それがもう一番なので、そういう枠組みだったのかということで、もうこれは次に進ませていただきます。

先ほどの答弁で、各役職に求められる役割と権限について説明していただきました。私は職員の方が納得されていらっしゃれば、もうそれでいいのかなと思って進めます。今後、個々の能力を発揮できる体制となるよう、検証と改善を重ねていただきたいと思います。その上で、再々質問では、課の枠を超えた行政全体のマネジメントの仕組みについてお尋ねいたします。

機構改革では、これからの急激な社会環境の変化をにらみ、新たな課題に柔軟に対応できる組織、機構を目指すことが目的の一つと挙げられています。ただ、組織、機構改革の全体像が十分に共有されていない現段階において、課の内部に新たにグループやチームやまたリーダーをつくることで、業務や役職が細分化されてしまい、一部では機構改革の意図とは異なり、逆に業務や地位の固定化や硬直化につながりかねないということが懸念されます。そこで、将来

本町が直面し得る課題に対し、担当課がまた課を横断して迅速かつ柔軟に対応していくために、どのような組織の在り方や仕組みを構想しているのか、機構改革の今後の展開についてお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 町全体の今後の方向性ということでご質問いただいたと思いますけれども、機構改革を実施するに当たって、その根拠となっているのは自治総合計画であります。基本的に実施総合計画で掲げている町のまちづくりの目標を全部の課が共有をして、それぞれの課の役割ごとにミッションを達成していくという、そういうような仕組みになってくるかと思えます。

実際、自治総合計画の中で29の政策——「持続可能な循環のまち おおき」という大きな目標があって、それを実現するために29の政策がありまして、その下にまた合わせて73の施策、それでひもづけされていると。それを、それぞれの課の役割のところをしっかりと実現をしていくということになるかと思えます。

そういう、いわゆる全体として体系化している中で、それぞれの課の政策目標、そういうものが明確になっていますので、それを実現するために、今回のマネジメント、体制というか、課長、副課長、主幹がそういうことをしっかり共有をして、それをグループの仕事もしくはチームの仕事に反映させて、成果を出していくというような体制になってくるというふうに考えております。

あと、どうしてもチームやグループをつくることで、仕事が逆に細分化されているんじゃないかというようなご指摘もございましたけれども、仕事にはかなり専門性が求められるという部分がありますので、やっぱりそれぞれのしっ

かり専門性を持って仕事をしていく、そういう意味では多少その仕事を細分化して、責任の所在をはっきりさせるということは、非常に重要なことでもあります。そういう中で、チームであったりとかをどのような形で設置をするかということにつながってくるのかなというふうに思っています。

今後の機構改革の展開についてということでもありますけれども、基本的には先ほど申し上げましたように、自治総合計画に掲げているまちづくり目標を達成するために、それぞれの課がそれぞれ割り当てられている政策とか施策を実現をしていくと。そのために、各課のマネジメントする課長、副課長、主幹が協力をして、それを達成するための成果を出すために、グループ・チームそれぞれの活動事業を実施をさせていく、成果を出していくということになるかと思えます。

以上でございます。

議長　それでは、時間も時間ですので3項目めに移っていただいてもよろしいですか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　では、最後の質問になります。

まちづくり課が大変肥大化しています。町民サービスの視点から、対外的にも大きな評価を受けている環境課を一つの課として位置づける、再度機構改革というものは必要ではないでしょうか。

以上です。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員の一般質問にお答えいたします。

3番目、まちづくり課が肥大化している、町民サービスの視点からも、対外的に大きな評価を受けている環境課を一つの課として位置づけする、再度機構改革する必要はないかのご質問にお答えいたします。

今回の機構改革において、統合したこども未来課や健康福祉課は、町民の皆さんからも分かりやすくなったとのご意見もございまして、今後さらにサービス向上につながるのではないかと期待をしております。しかし、議員ご指摘のように、まちづくり課については肥大化し、特に環境課がなくなったことに対するご批判があることは承知をしております。環境課の件にかかわらず、今回の機構改革については、幾つかの課題が指摘されておりますので、今後、見直しも含めて総合的に検討し、判断をまいります。

企画部門と環境部門、財政部門、生涯学習部門、さらに新しく設置をした地域自治推進部門を統合し、まちづくり課を設置した理由は、自治総合計画が掲げる普遍的な理念である循環、協働、自治をまちづくりの隅々に反映し、地域や住民との協働による持続可能なまちづくりに向けての政策を担う主な部門を統合し、総合調整機能を持たせ、連携しやすくするためでございます。

これまで環境課が町民の皆さんとの協働でつくり上げた、生ごみなど様々な資源の分別システムは一定軌道に乗り、その運営を主に外郭団体が担っておりますが、これらの取組は、議員ご指摘のように、対外的に大きな評価をいただいています。しかし、環境課については、その果たすべき役割のフェーズが変わりつつあり、環境先進の町として、脱炭素社会や循環社会の構築、または校区自治組織との連携した新しいシステムづくりなど、主にまちづくりのプランニング分野との連携に軸足を移していく必要があると判断をいたしました。環境分野の役割が変わりつつある中で、環境課を独立させたほうがよいのか、再

検証をしたいと思っております。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、3点目について再質問ございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　今の町長の答弁を受けて、町長が環境分野を本町のまちづくり課、構想の中核に位置づけしているからこそ、今回の機構改革により、環境部門をまちづくり課の中に組み込むという政策判断が行われたと理解しました。

ここで、本町の環境の取組について取り上げた新聞記事を紹介いたします。

私の資料を提示しています、これです。これは、令和3年8月30日月曜日の産経新聞が取り上げてくださった新聞記事です。多分もう既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、一部だけ読ませさせていただきます。

ごみリサイクル65%を実現。福岡大木町、循環する町へ。地球温暖化に伴う異常気象が各地で相次ぐ中、いち早く気候非常事態宣言を発表した福岡県大木町は、今年度から2050年までに、町内の温室効果ガス排出を実質ゼロにするロードマップ、工程表の具体化に向け走り出した。田園地帯ののどかな町が循環するまちづくりに挑戦している。

このように、本町の環境政策に対する関心は高く、今後の展開が注目されています。ぜひ、様々な視点からご検討をお願いしたいと思います。

一方で、まちづくりそのものをより包括的な視点で捉えると、環境部門だけではなく、あらゆる政策分野、つまり全ての課がまちづくりの一端を担っているとと言えます。このため、本町が目指す持続可能なまちづくりを実現するためには、環境だけではなく、子育て、教育、福祉、インフラなど、どの政策部門に関しても、プランニング、計画の段階から、将来の展望を明確にしていく必

要があると考えます。

そこで、町長が思い描いていらっしゃるまちづくりの青写真として、各政策分野、各課をどのように位置づけしているのか、今後の展望についてお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えいたします。

古賀議員ご指摘のように、何もそのまちづくり課だけが企画とかまちづくりをやっているということではなくて、本当にいろいろな分野、課がございまして、それぞれのまちづくりを担っていただいていると。建設水道であればインフラ整備、健康福祉であれば福祉健康、税務町民であれば課税であったりとか、こども未来課であればもう本当に、妊娠期から中学校を卒業するまで子育て支援ということでもしっかりやっていただいている。それぞれの分野でしっかりまちづくりを担っていただいているということは間違いございません。それは、すみません、先ほどご紹介しましたけれども、この大木町自治総合計画というのを4月1日から実施をしているわけですがけれども、この中に、今まではそれぞれの課がばらばらに目標——統一した目標に向かって系統的なひもづけをしているというような仕事の仕方じゃなくて、そういうものを課ごとに何か目標を持ってやっていたようなところも実はありまして、いわゆるまちづくりとして一体的に1つの目標に向かって、その目標を共有するということまではしっかりできていなかったんじゃないかなと思います。

今回、この自治総合計画の中で、大本に「住み続けたいと思える 持続可能な循環のまち おおき」という概念があって、そのために何を実現するかとい

うのを先ほどご紹介しましたように、29の政策に分けて、その政策にさらに施策をひもづけして、その施策の合計が79あって、その下に活動事業、いわゆる具体的な事業が200ぐらいぶら下がっていたと思います。それぞれの、例えばこの事業はこの施策を実現するため、この施策はこの政策を実現するため、そして、その上の町全体の目標を実現するためという全部ひもづけをしているんです。そういうことを総合調整するというのが企画調整というところの役割で、それは具体的にこの自治総合計画の棚卸しであったりとか評価であったりとか、そういうことをやりながら、この自治総合計画の目標が各課それぞれのミッションを実施できているかということを検証していくというようなことになってまいります。

そういう形で、今後、それぞれの課が担っている課題はそれぞれ違いますが、目指しているところは一緒だと、同じ目標を持ってそれをみんなで目指すという、そういう体系的な形でのまちづくりの役割をしっかりとつくることのできたんじゃないかというふうに考えております。そういう中で、それをしっかり実施をしていくために、今回、機構改革をして、マネジメント体制、それを実現していく推進力としての組織整備を、先ほど申し上げました、ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、課長、副課長、主幹体制であったりとか、グループ・チーム制であったりとか、そういう形で柔軟に対応していきながら、本当に必要な課題を、事業のスクラップも必要ですし、優先順位も必要です。そういうことをやりながらしっかり効果を出していくということになってくるのかなというふうに思っております。

以上であります。

議長 一応、1分ぐらいしかありませんけれども、再々質問ございますよね。

では、延長を許可します。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　ありがとうございます。今の町長の答弁が一番私には分かりやすかったです。もう各課が目指しているところが一緒であるということで、これが一番の大きなところだと思います。

次、一番最後の部分はやっぱりまちづくり課。今度新しく新設されたまちづくり課は、地域や住民との協働による持続可能なまちづくりの実現に向けて、町政における総合調整機能を持つ部門であると位置づけされています。まちづくり課には、各政策分野に関して専門性を有するほかの課とは違い、異なる役割が求められており、さらにその役割は、調整の内側と外側に及ぶと思っています。そこで本町が目指す持続可能な協働のまちづくりの実現に向けて、まちづくり課は対内的及び対外的にどのように調整、連携を図ることを想定しているのか、今後の展望についてお尋ねいたします。

議長　では、簡明な答弁を。境町長。

境町長　古賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

まちづくり課というのは、本当にこれからのまちづくりの土台というか、屋台骨をつくっていただくところだというふうに思っています。そのキーワードがこの自治総合計画にも示されています循環、協働、住民の地域との協働、それと自治であります。本当にこれから目指すべき普遍的な価値というふうに記載していますが、それを実現するための土台をつくる場所、そのために必要な部門をまちづくり課に集めて、しっかり総合調整をしていただきながら土台をつくっていただくというのがまちづくり課を設置した理由でありま

す。その中に環境部門。環境部門というのは、これまで住民の皆さんとしっかりと協働してつくり上げてきた、本当にそういう協働の部門をまちづくり全体に広げていく必要がありますし、生涯学習であれば情報発信であるとか、地域との連携であるとか、あと、今、自治組織をつくるための推進部門とか、それはもう本当に地域との関わりをつくり直すところでありまして、財政部門はそれを裏づけすると。その中に企画があって、まちづくり課内の重要な部分を総合調整することで、本当に町がこれから進むべき土台の部分をまちづくり課につくってもらうということを狙って、まちづくり課というのをつくらせていただいたということでありまして。

すみません、以上であります。

議長　では、最後一言、何か感想があれば、どうぞ。

古賀靖子議員　ありがとうございます。

今回のこの一般質問、機構改革に関してというのは、議会からの問題提起になっております。町長は、今回の機構改革は自治総合計画の目標である「住み続けたいと思える 持続可能な循環のまち おおき」が具現化するための一環であると答弁されております。だからこそ、今回のアンケートでの職員の方の声はとても貴重であると思います。肯定的な意見はもちろんですが、批判的な意見も見方を変えれば、行政職員としてまちづくりに真剣に取り組む姿勢の表れと思っております。率直な意見を前向きに捉えていただき、課題の解決に取り組んでいただきたいと思います。本当に、職員の方に、今の熱量で町長の思いを伝えていただいたら、きっと伝わると思います。

以上です。

議長 以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会します。

次回は、あさって24日午前9時30分からお願いをいたします。本日はお疲れさまでした。

延会 15時09分